

山辺・県北西部広域環境衛生組合
新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書
要 約 書

平成 28 年 12 月

天 理 市

目 次

1.	都市計画決定権者の名称	1
2.	都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	3
2.1	都市計画配慮書対象事業の目的	3
2.1.1	都市計画配慮書対象事業の背景	3
2.1.2	建設候補地の選定の経緯	6
2.2	都市計画配慮書対象事業の内容	7
2.2.1	都市計画配慮書対象事業の種類	7
2.2.2	都市計画配慮書対象事業の規模	7
2.2.3	都市計画配慮書対象事業実施想定区域の位置	7
2.2.4	工事計画の概要	10
2.2.5	都市計画配慮書対象事業の計画の概要及び複数案の設定	10
3	配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	21
3.1	自然的状況	21
3.1.1	大気環境の状況	21
3.1.2	水環境の状況	22
3.1.3	土壌及び地盤の状況	22
3.1.4	地形及び地質の状況	22
3.1.5	動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況	22
3.1.6	景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況	23
3.2	社会的状況	24
3.2.1	人口及び産業の状況	24
3.2.2	土地の利用の状況	24
3.2.3	河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	24
3.2.4	交通の状況	24
3.2.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	25
3.2.6	下水道の整備の状況	25
3.2.7	環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	25
4.	計画段階配慮事項の選定	29
4.1	影響要因の抽出	29
4.2	計画段階配慮事項の選定	29
5.	計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法	31
6.	計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果	33
6.1	大気質	33
6.1.1	調査	33
6.1.2	予測	34
6.1.3	環境配慮内容	37
6.1.4	評価	37

6.2	景観	38
6.2.1	調査	38
6.2.2	予測	40
6.2.3	環境配慮事項	48
6.2.4	評価	48
7.	環境影響の総合的な評価	49
7.1	大気質	49
7.2	景観	49
8.	配慮書に関する業務を委託した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	51
8.1	計画段階配慮書作成の委託先	51
9.	都市計画配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域	53
9.1	対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲と認められる地域	53

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
5万分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。
(承認番号 平28情複、第801号)」

1. 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称：天理市

2. 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画配慮書対象事業の目的

本事業は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（構成市町村：大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町）により、組合構成市町村内で発生するごみを安定的かつ効率的に処理する焼却施設（可燃ごみ処理）及び粗大・リサイクル施設（不燃・粗大及び資源ごみ処理）を整備することを目的として実施するものであり、天理市の都市計画に位置付ける計画である。

組合構成市町村のうち、山添村は可燃ごみ処理及び不燃・粗大ごみ処理のみ、大和高田市、三郷町及び河合町は可燃ごみ処理のみに参加している（表 2.1-1参照）。

表 2.1-1 構成市町村のごみ処理参加区分

区 分	構成市町村									
	大和高田市	天理市	山添村	三郷町	安堵町	川西町	三宅町	上牧町	広陵町	河合町
可燃ごみ処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不燃・粗大ごみ処理		○	○		○	○	○	○	○	
資源ごみ処理		○			○	○	○	○	○	

2.1.1 都市計画配慮書対象事業の背景

天理市では、昭和57年に建設した現クリーンセンター（山添村、川西町、三宅町のごみも受託処理、以下「現施設」という。）について、平成12年に焼却炉の入れ替えを含む大規模改修を行ったが、その後老朽化が進み、年間の修繕費用が毎年1億円以上に上っていること、また平成36年には焼却炉の耐用年数を超えることから、早急に持続可能なごみ処理体制を確保することが近年の課題となっていた。

市では、現施設の敷地周辺や他地域での建て替えを含めて継続的に検討を行い、平成23年度には、一旦、大規模修繕による長寿命化を図ることとした。ところが、平成25年10月以降の検証の結果、焼却炉全体の大規模修繕が必要であること等から従来の想定より大幅増額となる事業費の試算が出された。

さらに、新設には候補地を選定した時点から、環境影響評価を含め、10年近い準備期間を要し、耐用年数を超える平成36年に新しい施設を稼働するためには数年のうちに準備に着手する必要があることが明らかとなり、また長寿命化による対応は一時しのぎに過ぎないことから建設費用

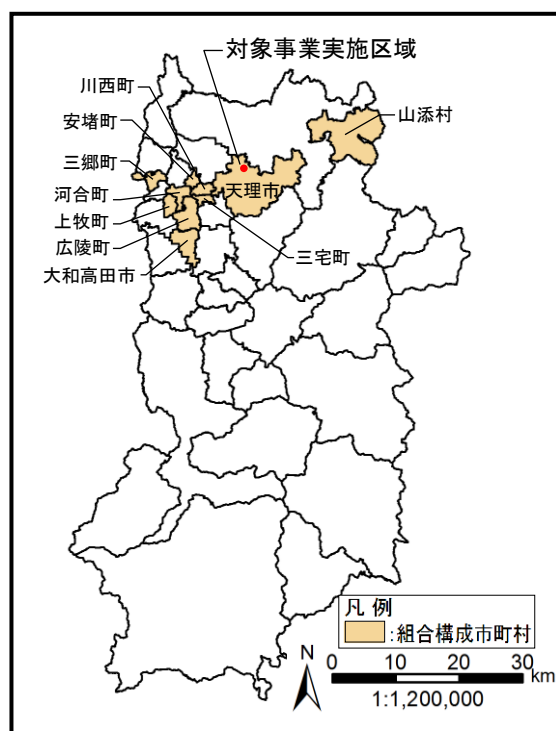


図 2.1-1 全県地図

及び将来の維持管理費用の市負担も考慮して、改めて新設の可能性を検討することとし、平成26年度に過去の候補地検討の内容も踏まえた建設候補地選定を行い、地権者と協議を行ったうえで、平成27年3月以降、候補地周辺の関係自治会等への説明や最近のごみ処理施設への理解を深めてもらうため最新施設への視察等を実施してきた。

また、現施設では、上記のように1市2町1村の広域処理を行っているが、新施設の整備にあたっては、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用（発電、余熱利用、再資源化等）などを図り、安定的なごみ処理の継続の確保及び防災拠点としての整備を目的に、県と市町村が連携して取り組む「奈良モデル」の事業手法により、さらなる広域化を目指すことになった。

広域化による事業を進めるため、平成27年8月に「新施設の目標年度」、「新施設の建設候補地」、「新施設の処理能力規模」、「搬入車両台数の最少化」、「ごみ減量化及びリサイクルの推進」、「費用負担」などの前提条件を示し広域化事業に参加する市町村を募った。その結果、現在の1市2町1村の他に、同様に今後の安定したごみ処理に課題を有する1市5町が参加することとなり、平成28年3月に組合設立協定書を締結して、平成28年4月に2市7町1村からなる山辺・県北西部広域環境衛生組合を設立した。

全県における位置を図 2.1-1に、構成市町村の位置及び現在のごみ焼却施設配置状況を図 2.1-2に示す。

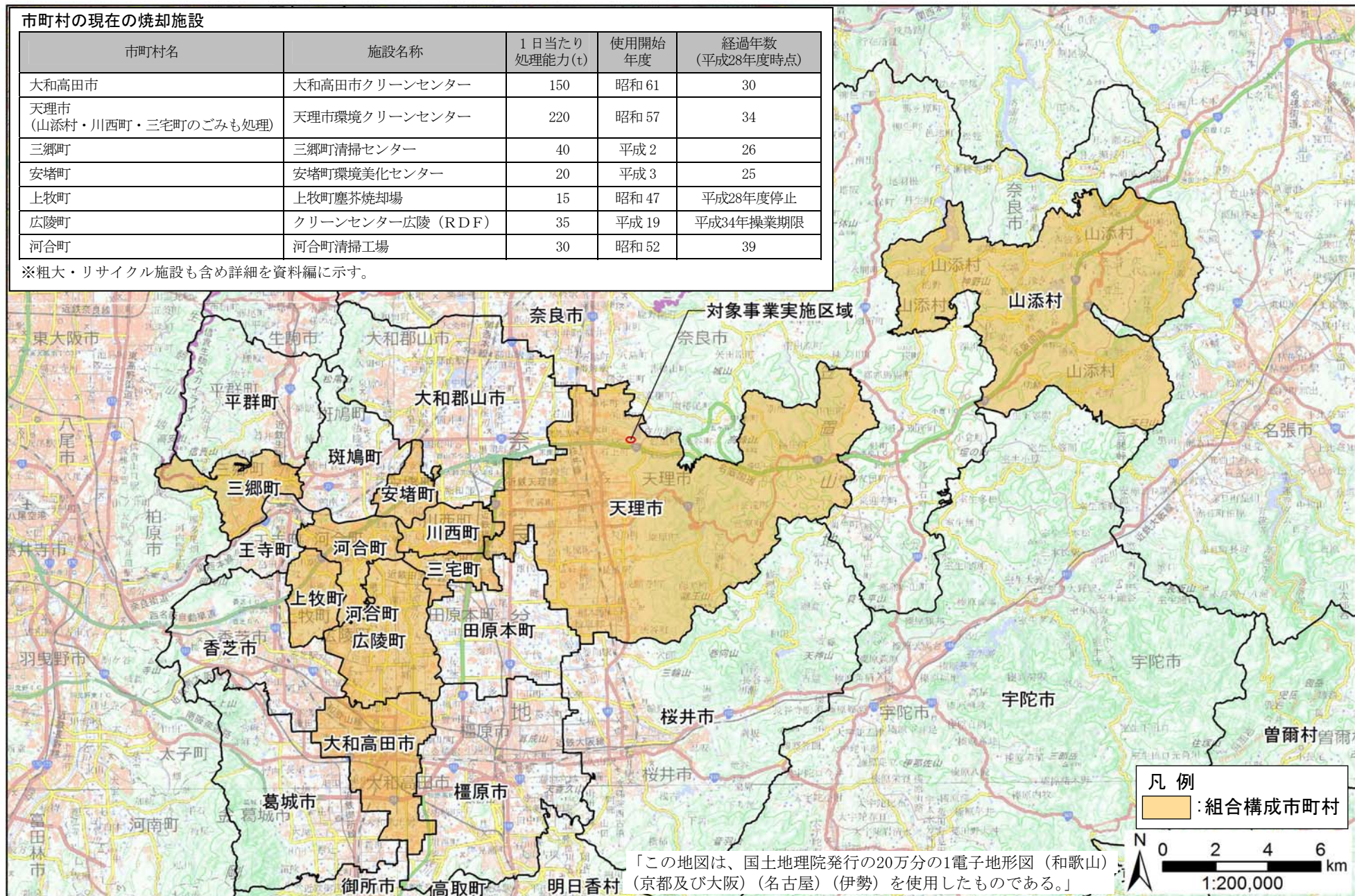


図 2.1-2 組合構成市町村の位置と現在のごみ焼却施設設置状況

2.1.2 建設候補地の選定の経緯

焼却施設の建設候補地の選定にあたっては、以下に示すとおり、地形、土地利用、土地規制、防災などの自然的・社会的条件とともに、広域ごみ処理の効率性やアクセス性、経済性、施工性、事業スケジュール維持といった事業計画の観点など多様な側面から検討した結果、現施設が使用可能な間に、新施設の稼働が開始できる現実的な選択肢として、現候補地が最良で唯一の候補地と判断した。また、粗大・リサイクル施設については、運用上の効率を考え、焼却施設に至近の土地を候補地とした。

ー焼却施設候補地の選定にあたり考慮した条件ー

- ・現に、宅地や農地等の明確な用途に活用されていない点が、地権者との間で確認されている、10,000m²以上の面積を有する土地であること。
- ・土地利用に関する法令（都市計画法、建築基準法、自然公園法など）の規制がクリアできる土地であること。
- ・現状で概ね平坦な土地であり、大規模な森林伐採や造成などが必要ではないこと。
- ・市内及び連携自治体からの運搬において利便性があり、ごみの収集運搬に係る費用が過度に高額でなく、また道路アクセスが整備済みであって、地域の市民生活に与える渋滞等の影響が抑制される立地であること。
- ・土砂災害や洪水災害の危険性が他の地域に比べて低く、今後大規模な地震の揺れに見舞われる可能性が低い土地であること。

2.2 都市計画配慮書対象事業の内容

2.2.1 都市計画配慮書対象事業の種類

事業の種類及び名称等を表 2.2-1に示す。

表 2.2-1 事業の種類及び名称等

「奈良県環境影響評価条例」 による事業の種類		事業の名称	事業の規模
五のウ	廃棄物焼却施設の設置の事業	山辺・県北西部広域 環境衛生組合新ごみ 処理施設建設	処理能力 最大340 t /日 (14.2 t /時)

なお、本事業は山辺・県北西部広域環境衛生組合が実施し、天理市の都市計画に定めるものであることから、奈良県環境影響評価条例施行規則第29条の3第1項の規定により、環境影響評価手続きは事業者によって都市計画決定権者である天理市が行う。

2.2.2 都市計画配慮書対象事業の規模

対象事業の規模は以下のとおりであり、構成市町村の既存施設の処理能力や大規模災害時の災害廃棄物量も考慮して最大の値として設定した。

焼却施設：最大340 t /日

粗大・リサイクル施設：最大45 t /5時間

2.2.3 都市計画配慮書対象事業実施想定区域の位置

都市計画配慮書対象事業実施想定区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置及び面積について以下に示す。

(1) 位置（図 2.2-1 参照）

焼却施設：天理市岩屋町459番2 外2筆

粗大・リサイクル施設：天理市櫛本町3235番1 外46筆

(2) 面積

焼却施設：約2.5ha（うち施設建設用地約1.3ha：図 2.2-2参照）

粗大・リサイクル施設：約2.2ha

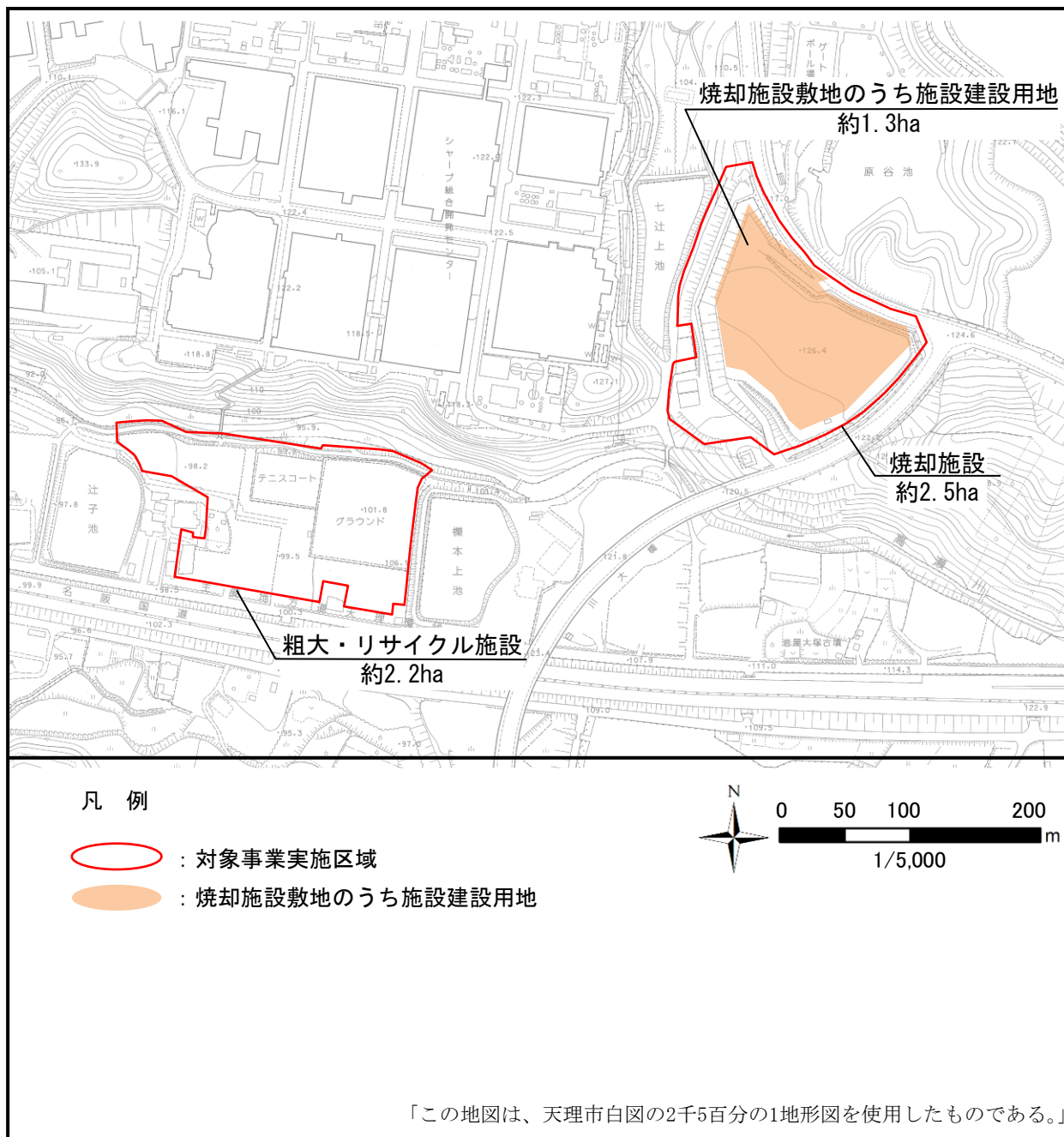


図 2.2-2 対象事業実施区域の位置及び施設建設用地

2.2.4 工事計画の概要

本事業の工事は、焼却施設、粗大・リサイクル施設について、土木・建築工事、プラント設備工事、外構工事等を行う。

工事の期間は設計、試運転を含めて全体で概ね3.5年間で計画している（表 2.2-2参照）。

表 2.2-2 工事工程

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
設 計				
工 事		土木・建築工事→プラント設備工事→外構工事		
試運転				

2.2.5 都市計画配慮書対象事業の計画の概要及び複数案の設定

(1) 都市計画配慮書対象事業の計画の概要

1) 施設計画の概要

本事業において対象事業実施区域に設置する施設の概要は表 2.2-3に示すとおりである。

表 2.2-3 施設計画の概要

施設	項 目	諸 元
焼却施設	処理能力	最大340 t / 日（全連続式燃焼方式）
	搬入日数	6日/週
	運転計画	通年、24時間連続運転
粗大・リサイクル施設	処理能力	最大45 t / 5時間（破碎・選別、圧縮・梱包）
	搬入日数	6日/週

2) 処理能力の算定

施設の処理能力は最大値として設定している。今後、構成市町村の人口動態、過去のごみ処理の実績と傾向からごみ量の推計を行い、それをベースに減量化や資源化の施策の効果などを考慮し通常の処理量を算出するほか、大規模災害時の災害廃棄物量も考慮して適切に設定していく。

3) 処理方式の選定

ごみ処理方式については、平成29年度に学識経験者などで構成する委員会を設置し、環境面を含め、地域の条件、維持管理性、経済性、安全性などを考慮して検討し選定する予定である。なお、同程度の規模を有する施設で、最近、他都市で採用されている主な方式は図 2.2-3のとおりである。

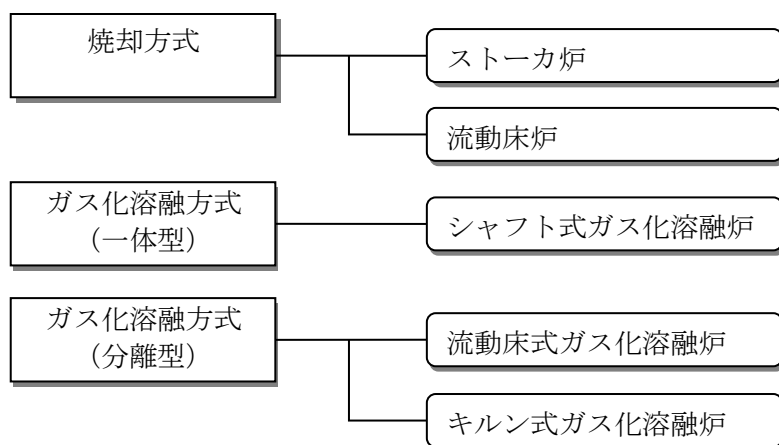


図 2.2-3 焼却処理方式の例

4) 公害防止計画

本事業に係る大気質、騒音、振動、悪臭及び水質の法規制値等は表 2.2-4(1)～(5)に示すとおりで、今後、前述の委員会の検討を経て、良好な環境の維持・保全を図るために法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画である。特に、大気質については、周辺の生活環境に十分配慮し、他都市の状況も考慮して先進的な基準を設ける計画である。

表 2.2-4(1) 公害防止に係る法規制値（大気質）

項 目		法規制値	
大気質 (排出ガス)	硫黄酸化物	K値＝17.5	大気汚染防止法
	ばいじん	0.04g/m ³ N以下	大気汚染防止法 (4t/時以上の廃棄物焼却炉)
	窒素酸化物	250ppm以下	大気汚染防止法(廃棄物焼却炉(連続炉))
	塩化水素	700mg/m ³ N以下 (430ppm以下)	大気汚染防止法(廃棄物焼却炉)
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下	ダイオキシン類対策特別措置法 (4t/時以上の廃棄物焼却炉)
	水銀	0.3μg/m ³ N以下	大気汚染防止法 (平成30年4月1日から施行)

表 2.2-4(2) 公害防止に係る法規制値（騒音、振動）

項目	時間帯	法規制値	
騒音	6:00～ 8:00	50デシベル以下	騒音規制法（第二種区域）
	8:00～ 18:00	60デシベル以下	
	18:00～ 22:00	50デシベル以下	
	22:00～ 6:00	45デシベル以下	
振動	8:00～ 19:00	60デシベル以下	振動規制法（第一種区域）
	19:00～ 8:00	55デシベル以下	

表 2.2-4(3) 公害防止に係る法規制値（悪臭）

項 目		法規制値	
敷地境界	アンモニア	1	ppm以下
	メチルメルカプタン	0.002	ppm以下
	硫化水素	0.02	ppm以下
	硫化メチル	0.01	ppm以下
	二硫化メチル	0.009	ppm以下
	トリメチルアミン	0.005	ppm以下
	アセトアルデヒド	0.05	ppm以下
	プロピオンアルデヒド	0.05	ppm以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm以下
	イソブチルアルデヒド	0.02	ppm以下
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm以下
	イソバレルアルデヒド	0.003	ppm以下
	イソブタノール	0.9	ppm以下
	酢酸エチル	3	ppm以下
	メチルイソブチルケトン	1	ppm以下
	トルエン	10	ppm以下
	スチレン	0.4	ppm以下
	キシレン	1	ppm以下
	プロピオン酸	0.03	ppm以下
	ノルマル酪酸	0.001	ppm以下
	ノルマル吉草酸	0.0009	ppm以下
	イソ吉草酸	0.001	ppm以下
煙突出口		上記の特定悪臭物質の種類ごとに敷地境界の規制基準として定められた値（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）を基礎として悪臭防止法施行規則第2条に定める方法により算出した流量以下	

表 2.2-4(4) 公害防止に係る法規制値（水質、公共用水域）

項 目		法規制値等	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L以下	水質汚濁防止法 (※1)
	シアン化合物	検出されないこと。	水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める条例 (※2)
	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	※1
	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	※2
	砒素及びその化合物	0.05 mg/L以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと。	※1
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと。	※2
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	※1
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	
	チウラム	0.06 mg/L以下	
	シマジン	0.03 mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	
	ベンゼン	0.1 mg/L以下	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	ほう素及びその化合物	10 mg/L以下	
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L以下 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	
生活環境項目	水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8以上8.6以下	※1
	生物化学的酸素要求量（BOD）	25mg/L（日間平均20 mg/L）以下	※2
	化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）以下	※1
	浮遊物質（SS）	90 mg/L（日間平均70 mg/L）以下	※2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5 mg/L以下	※1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	30 mg/L以下	
	フェノール類含有量	5 mg/L以下	
	銅含有量	3 mg/L以下	
	亜鉛含有量	2 mg/L以下	
	溶解性鉄含有量	10 mg/L以下	
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下	
	クロム含有量	2 mg/L以下	
	大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³ 以下	
	リン含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）以下	

表 2.2-4(5) 公害防止に係る法規制値（水質、下水道）

項 目		法規制値等
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L以下
シアン化合物		1 mg/L以下
有機燐化合物		1 mg/L以下
鉛及びその化合物		0.1 mg/L以下
六価クロム化合物		0.5 mg/L以下
砒素及びその化合物		0.1 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）		0.003mg/L以下
トリクロロエチレン		0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L以下
ジクロロメタン		0.2 mg/L以下
四塩化炭素		0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L以下
チウラム		0.06 mg/L以下
シマジン		0.03 mg/L以下
チオベンカルブ		0.2 mg/L以下
ベンゼン		0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物		0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物		10 mg/L以下
ふっ素及びその化合物		8 mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L以下
フェノール類含有量		5 mg/L以下
銅及びその化合物		3 mg/L以下
亜鉛及びその化合物		2 mg/L以下
鉄及びその化合物（溶解性）		10 mg/L以下
マンガン及びその化合物（溶解性）		10 mg/L以下
クロム及びその化合物		2 mg/L以下
ダイオキシン類		10 pg/L以下
水素イオン濃度		5<pH<9
生物化学的酸素要求量（BOD）		600mg/L未満（5日間）
浮遊物質（SS）		600 mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L以下
	動植物油脂類含有量	30 mg/L以下
窒素含有量		240 mg/L未満
燐含有量		32 mg/L未満

下水道法

5) 給排水計画

施設のプラント系用水及び生活用水には、上水を利用する計画である。また、施設からのプラント系排水及び生活排水は、公共下水道に放流する計画である。

6) 収集運搬計画

(a) 収集区域

収集区域は、前掲表 2.1-1に示した各市町村である。

a) 焼却施設

天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町の全域とする。

b) 粗大・リサイクル施設

天理市、山添村（粗大・不燃ごみのみ）、安堵町、川西町、三宅町、上牧町及び広陵町の全域とする。

(b) 運搬計画

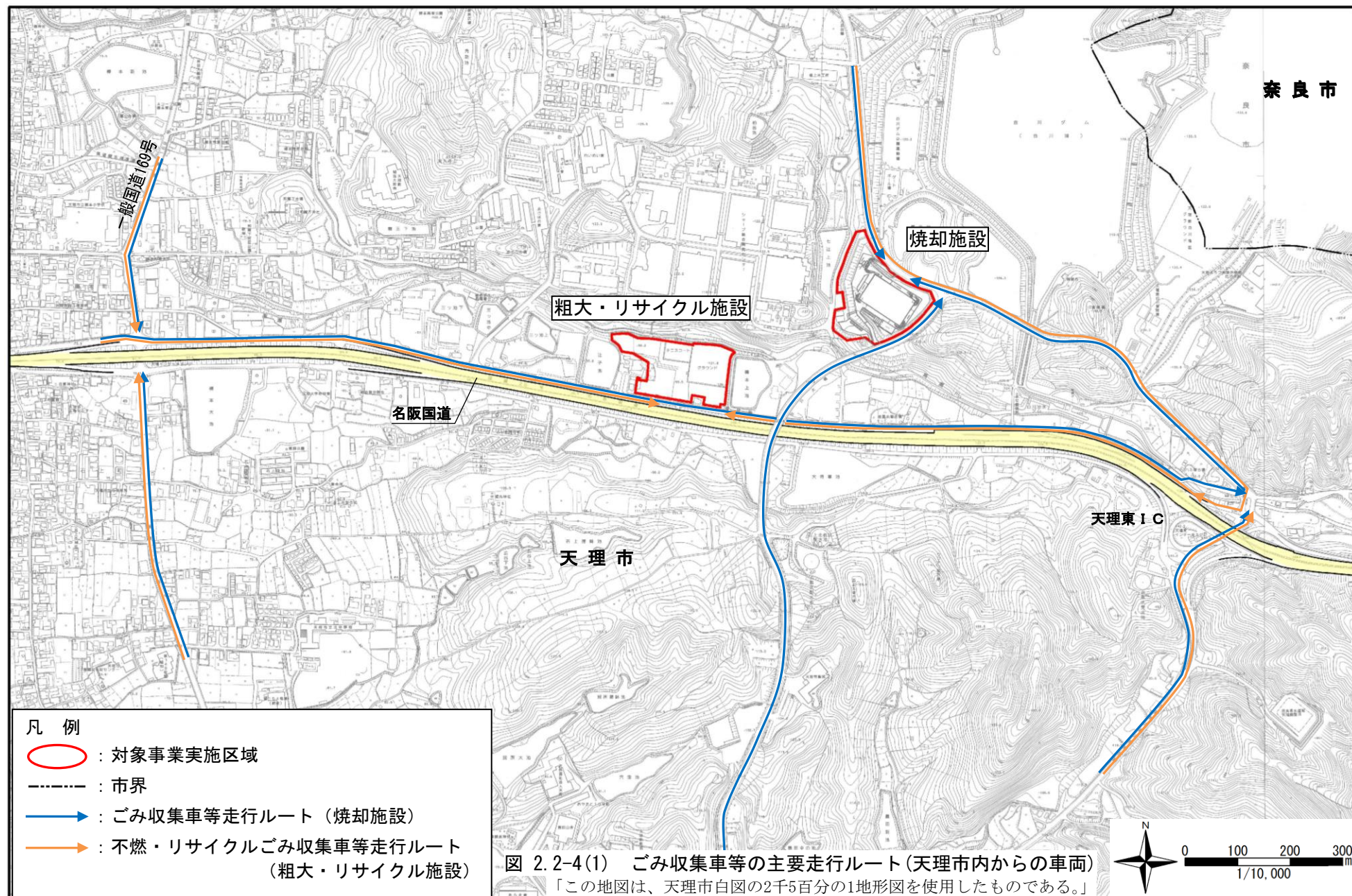
ごみ収集車等の計画車両台数を表 2.2-5に、主要走行ルートを図 2.2-4(1)、(2)に示す。

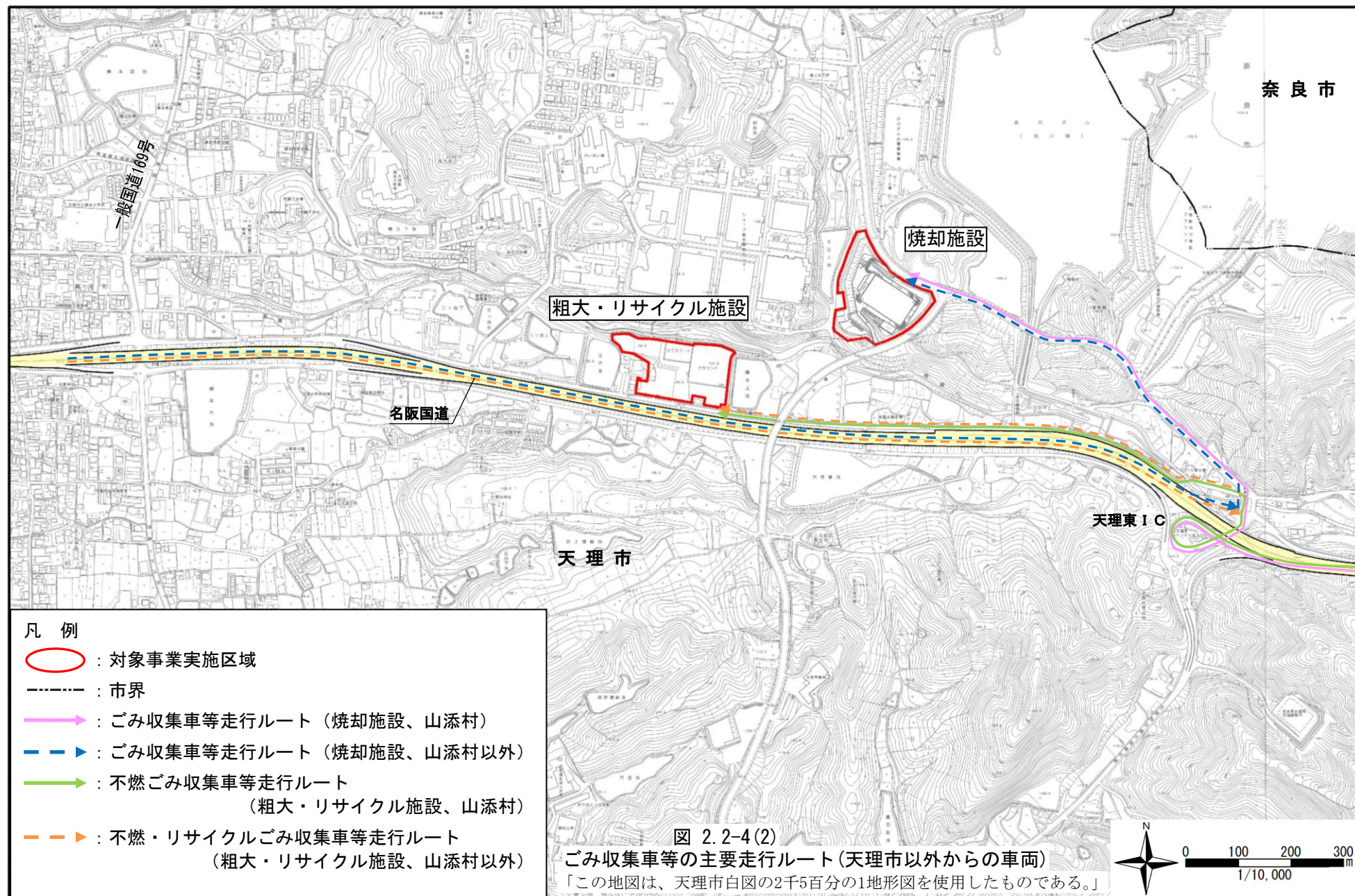
可燃ごみ処理のごみ収集車両等の台数は、平均で天理市内車両（収集車両及び許可業者車両：パッカー車等）40台/日（片道）程度、川西町、三宅町及び山添村からの車両（パッカー車等）10台/日（片道）程度、それ以外の市町からの車両（積み替えて搬入：10 t 車等）30台/日（片道）程度、直接持込車両（普通自動車）65台/日（片道）程度、その他車両5台/日（片道）程度の計150台/日（片道）程度と想定した。

また、粗大・リサイクルごみ収集車両等の台数は、平均で30台/日（片道）程度と想定した。

表 2.2-5 収集車両等の計画車両台数（片道）

対象施設等		車両	平均車両台数 (台/日)	使用道路
	市町村			
焼却施設	天理市	収集車両及び許可業者車両 (パッカー車等)	40	一般道
		直接持込車両 (普通自動車)	65	
	川西町 三宅町 山添村	収集車両 (パッカー車等)	10	名阪国道
	大和高田市 三郷町 安堵町 上牧町 広陵町 河合町	積み替え車両 (10 t 車等)	30	名阪国道
	その他車両		5	
	小計		150	
	粗大・リサイクル施設	天理市		15
天理市以外			15	名阪国道
小計			30	
合計			180	





(2) 複数案の設定

1) 複数案の考え方

複数案について、「事業の位置又は規模」、「構造及び配置」の観点から以下のように検討した。なお、事業を実施しないという案（ゼロ・オプション）は、事業の目的を達成できないものであることから検討の対象としない。

(a) 事業の位置又は規模

a) 位置

施設の位置については、「2.1.2 建設候補地の選定の経緯」で記載したとおり、現在の焼却施設が使用可能な間に新施設が稼働できることを前提として選定しており、代替性がないことから単一案とする。

b) 規模

施設の規模については、「2.2.5(1)2 処理能力の算定」で記載したとおり、構成市町村の人口動態、過去のごみ処理の実績からのごみ量の推計、減量化や資源化の施策の効果などを考慮して今後適切に設定するものであり、現時点では最大値を想定することから代替性がなく単一案とする。

(b) 構造及び配置

a) ごみ処理方式

ごみ処理方式については、平成29年度に学識経験者などで構成する委員会を設置し、環境面を含め、地域の条件、維持管理性、経済性、安全性などを考慮して検討していくことから、現時点で処理方式を設定することは困難である。したがって、どの処理方式でも対応可能な計画内容を前提とする。

b) 配置

焼却施設の配置について、敷地の中での建築物等の効果的、効率的な配置や、車両動線の安全性、施設管理の容易性等などの観点から検討を行い、実行が可能な案として、車両の動線や周辺からの景観に差異が生じる複数案としてA案（プラットホームの位置が南東側で煙突の位置が西側）とB案（プラットホームの位置が北西側で煙突の位置が東側）の2案を設定する。

c) 煙突高さ

煙突高さにより、排ガスの大気中への拡散や景観への影響に差異が生じることから、複数案として以下の2案を設定する。

①案：他都市での採用実績が多く、航空法に基づく航空障害標識を要しない高度である地上59mとする。

②案：景観面から目立たないように配慮するとともに、同程度の規模を有する他都市施設において実績がある地上45mとする。なお、焼却施設地盤面は、周辺（南側の名阪国道沿い平坦地）地盤面より25m程度高い位置にあるため、この平坦地から煙突頂部までの高さは約70mとなる。

2) 複数案の内容

「1) 複数案の考え方」より、表 2.2-6に示す複数案を設定した。また、複数案の配置図は図 2.2-5に示すとおりである。

表 2.2-6 複数案の設定

施設配置		煙突高さ		案
A	プラットホームの位置が南東側 煙突の位置が西側	①	59m	A-①
		②	45m	A-②
B	プラットホームの位置が北西側 煙突の位置が東側	①	59m	B-①
		②	45m	B-②

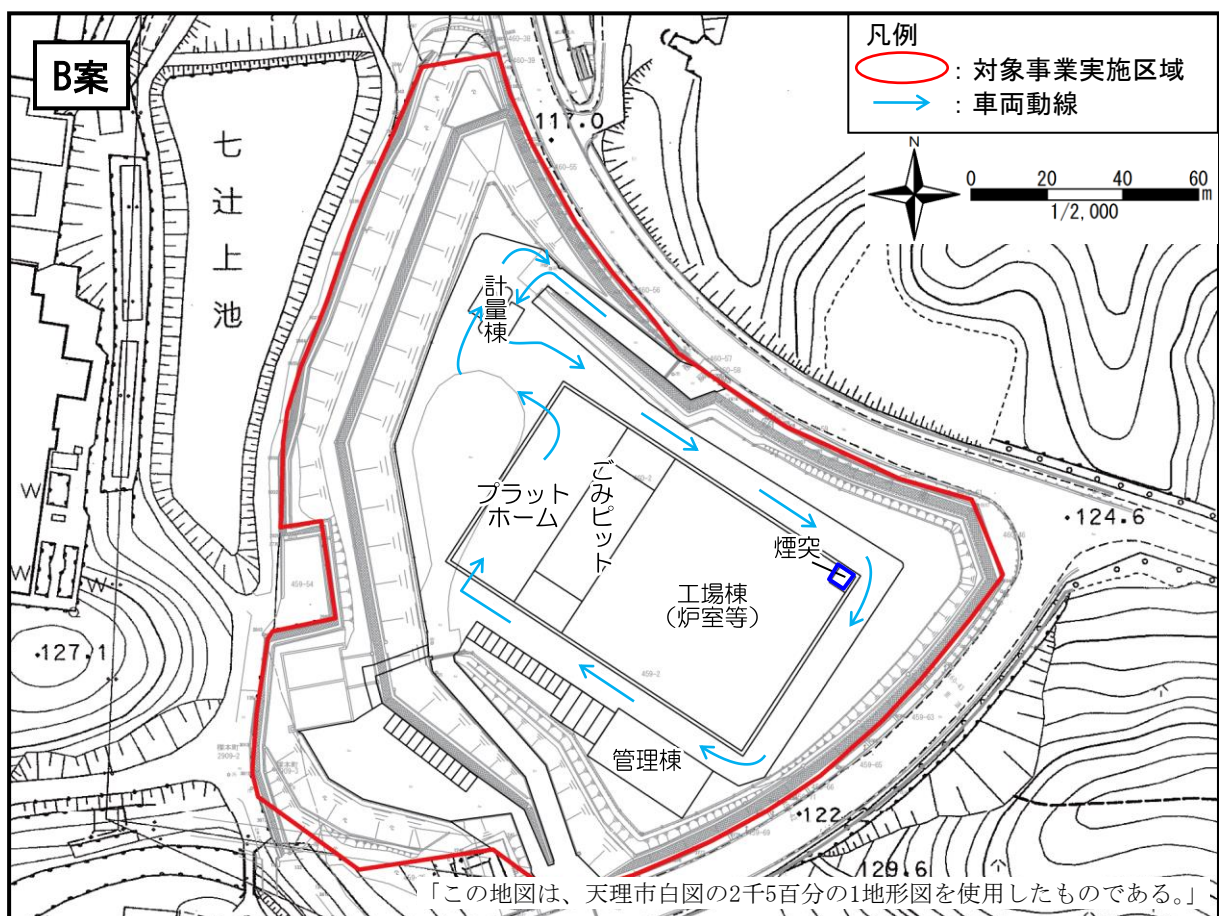
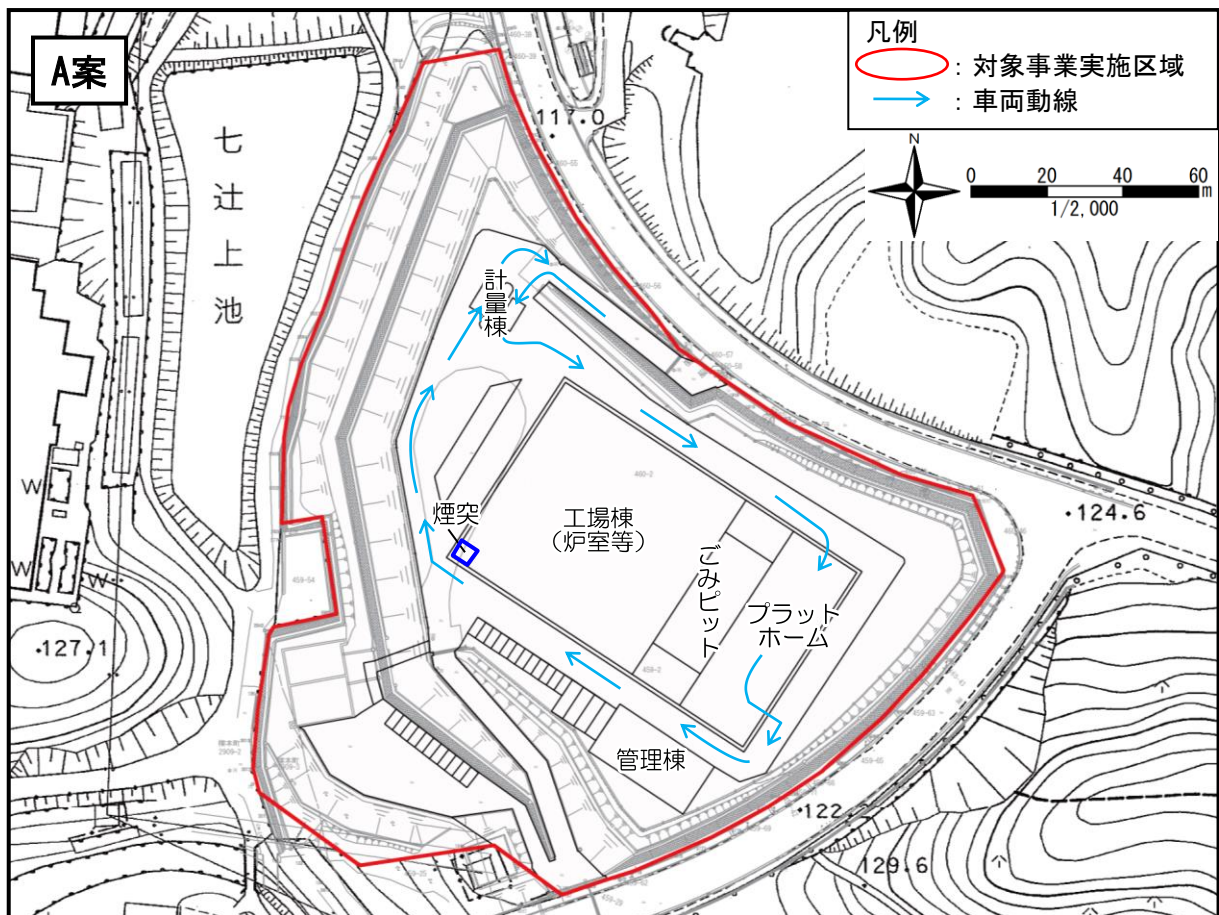


図 2.2-5 複数案の施設配置

3. 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況について、既往の文献または資料に基づき以下にとりまとめた。

3.1 自然的状況

自然的状況を整理し、表 3-1に示す。

表 3-1 自然的状況 (1/3)

3. 1. 1 大気環境の状況										
気象の状況	平成27年の奈良地方気象台における平均気温は15. 5℃、年降水量は1, 512. 0mm、平均風速は1. 4m/秒、最多風向は北となっている。また、平成27年の田原本観測所の年降水量は、1, 359. 0mmとなっている。									
大気質の状況	対象事業実施区域周辺では、一般環境大気測定局4局（天理, 田原本, 飛鳥, 西部）、自動車排出ガス測定局2局（自排柏木, 自排西部）の計6局で大気汚染状況の常時監視が実施されている。									
	各測定局の測定項目等									
	区分	測定局	所在地	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	ダイオキシン類
	一般環境大気測定局	天理局	天理市立丹波市小学校 天理市丹波市町 180	○	○	○	○	○	○	○
		田原本局	県健康づくりセンター 田原本町宮古 404-7	－	○	○	○	－	－	－
		飛鳥局	奈良市立飛鳥小学校 奈良市紀寺町 785	○	○	－	－	－	－	－
		西部局	奈良市立青和小学校 奈良市百楽園 4-1-1	○	○	○	○	○	○	○
	自動車排出ガス測定局	自排柏木局	奈良市柏木町 519-17	－	○	－	－	－	－	－
		自排西部局	奈良市丸山二丁目 906-3	－	○	○	－	○	－	－
	平成27年度の測定結果は以下のとおりである。									
①二酸化窒素 すべての測定局において、環境基準を満足している。										
②浮遊粒子状物質 すべての測定局において、長期的評価と短期的評価の環境基準を満足している。										
③二酸化硫黄 すべての測定局において、長期的評価と短期的評価の環境基準を満足している。										
④光化学オキシダント すべての測定局において、環境基準を満足していない。										
⑤一酸化炭素 すべての測定局において、長期的評価と短期的評価の環境基準を満足している。										
⑥微小粒子状物質 天理局で環境基準を満足していない。										
⑦ダイオキシン類 すべての測定局において、環境基準を満足している。										
騒音及び振動の状況	対象事業実施区域周辺では、平成22年度～平成26年度に4地点で騒音の調査が行われており、1地点で夜間のみ、1地点で昼夜ともに環境基準を超過している。なお、天理市における騒音・振動の苦情は5件（平成27年度）である。									
悪臭の状況	天理市における悪臭の苦情は7件（平成27年度）である。									

表 3-1 自然的状況 (2/3)

3.1.2 水環境の状況		
水象の状況		対象事業実施区域周辺には、大和川水系高瀬川や、高瀬川の支流であり白川溜池を通る檜川が流れている。
水質の状況	河川	水質の生活環境項目のうち、水域類型が指定されている地点について環境基準と比較すると、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質質量(SS)及び溶存酸素(DO)については環境基準を達成している。水素イオン濃度(pH)については、秋篠川流末及び布留川流末で環境基準を達成していない。水質の健康項目については、全地点で環境基準を達成している。
	地下水	天理市備前町の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除き、全項目及び全地点で環境基準を達成している。
3.1.3 土壌及び地盤の状況		
土壌の状況		焼却施設建設区域及びその周辺では白川統の褐色森林土壌が大部分を占めている。粗大・リサイクル施設建設区域の北半分及びその周辺は加茂統の灰色低地土壌が占めている。
地盤の状況		「全国地盤環境情報ディレクトリ」(平成26年度版、環境省)によると、奈良県では、北部に第四系と呼ばれる地層が分布しているが、平成26年度までに、地盤沈下は認められない。
3.1.4 地形及び地質の状況		
地形の状況		焼却施設建設区域には山地斜面等で宅地等の人工平坦地が分布し、粗大・リサイクル施設建設区域には砂礫台地(更新世段丘)が分布している。
地質の状況		焼却施設建設区域には礫・砂・粘土層(白川池累層)が分布しており、粗大・リサイクル施設建設区域には砂がち堆積物が分布している。
重要な地形・地質		「日本の典型地形 都道府県別一覧」(国土地理院ウェブサイト)によると、対象事業実施区域の北西側に菩提仙川の扇状地が存在する。 「奈良県自然環境情報図(第3回自然環境保全基礎調査)」(平成元年、環境庁)によると、対象事業実施区域周辺では、自然環境保全上重要な地形・地質は確認されていない。 また、「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」(平成12年、小泉ら)によると、対象事業実施区域周辺では、保護上重要な地形は確認されていない。
3.1.5 動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況		
動物		「奈良県版レッドデータブック」において掲載されている種を「重要な動物」として、種毎の「県内の分布地」をもとに、天理市、奈良市及び大和郡山市に記録がある種を抽出した。 ①哺乳類 絶滅危惧種：2種、希少種：5種、郷土種：1種 ②鳥類 絶滅寸前種：3種、絶滅危惧種：27種、希少種：47種、 情報不足種：3種、注目種：2種、郷土種：1種 ③爬虫類 絶滅危惧種：1種、希少種：3種、注目種：1種 ④両生類 絶滅寸前種：1種、絶滅危惧種：2種 ⑤魚類 絶滅寸前種：2種、絶滅危惧種：6種、希少種：7種、郷土種：1種 ⑥昆虫類 絶滅寸前種：6種、絶滅危惧種：15種、希少種：64種、 情報不足種：5種、注目種：14種、郷土種：4種
植物		「奈良県版レッドデータブック」において掲載されている種を「重要な動物」として、種毎の「県内の分布地」をもとに、天理市、奈良市及び大和郡山市に記録がある種を抽出した。 なお、対象事業実施区域及びその周辺に重要な植物群落の記録はない。 絶滅寸前種：67種、絶滅危惧種：55種、希少種：70種、情報不足種：6種、 注目種：2種、郷土種：1種
生態系		「生物多様性なら戦略」(平成25年、奈良県)によると、奈良県の生態系は、森林の生態系、里地里山の生態系、河川・ため池の生態系、都市部の生態系に大きく分類される。 対象事業実施区域及びその周辺は、市街地や路傍・空地雑草群落の都市部の生態系、二次林であるアベマキ・コナラ群集や人工林である竹林からなる森林の生態系、さらに高瀬川や白川溜池といった水域からなる河川・ため池の生態系で構成されている。

表 3-1 自然的状況 (3/3)

3.1.6 景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況		
景観の状況	景観資源	対象事業実施区域の北西側には、国の指定史跡である赤土山古墳や、重要文化財である和爾下神社がある。また、対象事業実施区域の北東～東、東～南西には大和青垣国定公園が広がっている。
	眺望点	対象事業実施区域の北東側には、白川ダム湖畔に眺望点が存在し、はにわの里コースなど3つのハイキングコース上に位置し、対象事業実施区域の方向に大和青垣国定公園及び天理市古墳を眺望できる地点となっている。
人と自然との触れ合いの活動の状況		対象事業実施区域周辺には、上ツ道ルート、大国見山展望コース、はにわの里コース及び、東海自然歩道が存在する。
人と文化遺産との触れ合いの活動の状況		対象事業実施区域周辺には、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「奈良県文化財保護条例」(昭和52年奈良県条例第26号)の規定により指定された史跡(赤土山古墳)及び天然記念物(石上神宮社そう、石上神宮鏡池棲息ワタカ)がある。また、対象事業実施区域及びその周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地が分布している。

3.2 社会的状況

社会的状況を整理し、表 3-2に示す。

表 3-2 社会的状況 (1/5)

3.2.1 人口及び産業の状況	
人口の状況	平成27年10月1日現在、天理市、奈良市、大和郡山市の人口は、67,348人、360,793人、86,604人となっている。 平成23年から平成27年での人口は3市とも減少傾向にある。世帯数の推移は、天理市はほぼ横ばいで、奈良市と大和郡山市は増加傾向にある。人口密度の推移は、3市とも横ばい状態である。
産業の状況	平成26年7月1日現在、天理市、奈良市、大和郡山市の産業分類別事業所数は、2,650事業所、12,675事業所、3,171事業所である。 3市ともに第三次産業が最も多く、事業所数と従業者数が全産業分類の内の6割以上を占めている。
農業	平成22年2月1日現在、天理市、奈良市、大和郡山市の農家数は、2,058戸、3,707戸、1,488戸である。 農家数は、3市ともに自給的農家と第二種兼業農家の割合が多い。経営耕地面積については、3市とも田の割合が多く、7割以上を占めている。
製造業	平成26年12月31日現在、天理市、奈良市、大和郡山市の事業所数は、119事業所、218事業所、147事業所である。 平成22年から平成26年までの3市の事業所数の推移はともにほぼ横ばいである。
商業	平成26年7月1日現在、天理市の事業所数は、卸売業が101店、小売業が447店、である。奈良市の事業所数は、卸売業が366店、小売業が1,746店である。大和郡山市の事業所数は、卸売業が191店、小売業が501店である。 平成19年と平成26年を比較すると、大和郡山市の小売販売の年間販売額を除いて3市の事業所数、従業者数、年間販売額は減少している。
3.2.2 土地の利用の状況	
土地利用の状況	平成27年1月1日現在、天理市の土地利用総面積は、50,953千㎡となっている。構成比を見ると、山林が最も多く36.3%、次いで田が33.0%、宅地が14.9%となっている。
都市計画の状況	対象事業実施区域の土地利用の現況を見ると、焼却施設建設区域は第一種住居地域に指定されているが、粗大・リサイクル施設建設区域には指定はない。対象事業実施区域周辺の西から北側は山林及び工業地域、東側はため池及び第一種低層住居専用地域、南側は橋梁をはさんで第一種中高層住居専用地域となっている。また、対象事業実施区域の北西側には都市計画公園がある。
3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	
河川及び湖沼の利用状況	対象事業実施区域の周辺には、高瀬川と檜川の洪水調節と灌がいを目的とした白川ダムがあり、これらの河川やダムから水田等への農業用水が取水されている。 高瀬川及び檜川に漁業権は設定されていないが、下流で合流する大和川水系の佐保川にはコイ及びフナを対象に漁業権が設定されている。湖沼としては、白川ため池にコイ及びフナを対象に漁業権が設定されている。
地下水の利用状況	天理市では、深井戸から取水する地下水を水源の1つとしているが、対象事業実施区域周辺には、深井戸は設置されていない。 地下水採取等については、奈良県の条例等で規制はされていない。また、工業用水法の指定地域にも指定されていない。 対象事業実施区域が位置する天理市でも、地下水採取規制等に関する条例等は制定されていない。
上水道	天理市、奈良市及び大和郡山市の水道の普及率は、概ね100%である。
3.2.4 交通の状況	
交通の状況	対象事業実施区域周辺の主要道路は、一般国道25号、一般国道169号等がある。

表 3-2 社会的状況 (2/5)

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	対象事業実施区域から最も近い施設として、対象事業実施区域の東約0.6kmに「天理よろづ相談所病院白川分院」がある。学校施設や児童福祉施設としては、南西約0.7kmに「天理市立北中学校」、南西約1kmに「天理市立山の辺小学校」、西約1kmに「天理市立北保育所」がある。また、福祉施設としては、北約1.9kmに「清寿苑」がある。 対象事業実施区域周辺の住宅としては、粗大・リサイクル施設建設区域に近接して住宅が点在している。また、対象事業実施区域の南西約1kmには人口集中地域が存在する。
3.2.6 下水道の整備の状況	
下水道の整備の状況	天理市、奈良市及び大和郡山市の下水道普及率は、それぞれ96.3%、91.2%、93.2%である。 なお、対象事業実施区域周辺は大和川上流・宇陀川流域下水道の第一処理区であり、汚水は大和郡山市額田部南町にある浄化センターで処理されている。
3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	①環境基本法等に基づく環境基準 (1) 大気汚染 大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10項目について全国一律に定められている。 (2) 騒音 地域の類型は、土地利用の状況によって「AA」、「A」、「B」、「C」の4種の地域の類型に分けて定められており、焼却施設建設区域はBの地域の類型に指定されているが、粗大・リサイクル施設建設区域は地域の類型の指定はない。 (3) 水質汚濁 人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は公共用水域ごとに水域類型が指定されている。対象事業実施区域の下流に位置する高瀬川と檜川では類型指定はなされていないが、下流で合流する大和川水系の佐保川ではC類型に指定されている。 (4) 地下水 全ての地下水に対し環境基準が定められている。 (5) 土壌汚染 環境基準は定められているが、汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地に係る土壌については、適用されない。 (6) ダイオキシン類 大気、水質（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌について環境基準が定められている。 ②規制基準等 (1) 大気質に係る規制 ア. 硫黄酸化物 (SO_x) 硫黄酸化物に係る排出基準は、K値規制方式であり、奈良県では全域でK値を17.5として規制が行われている。 イ. ばいじん 奈良県では、大気汚染防止法の規定による排出基準を定める条例により、上乘せ基準を設けている。歴史的風土保存区域及び風致地区では、奈良県生活環境保全条例により、許容限度（廃棄物焼却炉）を設けている。本事業の焼却施設は、廃棄物処理能力が4t/h以上で、排ガス量が4万m^3/h以上の連続炉に該当する。 ウ. 窒素酸化物 (NO_x) 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る排出基準（廃棄物焼却炉）が定められており、本事業の焼却施設は、排ガス量が4万m^3/h以上の連続炉に該当する。 エ. 塩化水素 大気汚染防止法に基づく塩化水素に係る排出基準（廃棄物焼却炉）が定められている。

表 3-2 社会的状況 (3/5)

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	オ. ダイオキシン類 ダイオキシン類特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉に関してはダイオキシンの排出基準が定められており、本事業の焼却施設は、焼却能力が4,000kg/h以上の新設炉に該当する。 カ. 水銀 「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施のため、大気汚染防止法が改正され、水銀等の排出の規制について規定された。それに基づき大気汚染防止法施行規則が改正され、水銀の排出基準が定められた。廃棄物焼却炉に適用される排出基準は30μg/m³N（新設）であり、この基準に適合した施設計画としていく。本事業の焼却施設は、①に該当する。 なお、当施行規則の改正は平成30年4月1日（水俣条約が日本国について効力を生ずる日が同日後となる場合は、当該条約が効力を生ずる日）から施行される。 (2) 騒音に係る規制 ア. 特定工場等において発生する騒音 天理市、奈良市及び大和郡山市は全市域が規制地域となっている。 焼却施設建設区域及び粗大・リサイクル施設建設区域は、特定施設（著しい騒音を発生する工場または事業場）において発生する騒音の規制の第二種区域に指定されている。 イ. 道路交通騒音 天理市、奈良市及び大和郡山市は、工業専用地域を除く全市域が規制地域となっている。対象事業実施区域は、b区域に指定されている。 ウ. 特定建設作業騒音 対象事業実施区域は、第1号区域に指定されている。 (3) 振動に係る規制 ア. 特定工場において発生する振動の規制基準について 天理市、奈良市及び大和郡山市は全市域が規制地域となっている。対象事業実施区域は、第一種区域に指定されている。 イ. 道路交通振動 天理市、奈良市及び大和郡山市は、工業専用地域を除く全市域が規制地域となっている。対象事業実施区域は、第一種区域に指定されている。 ウ. 特定建設作業振動 対象事業実施区域は、第一種区域に指定されている。 (4) 水質に係る規制 天理市、奈良市及び大和郡山市は水質汚濁防止法に規定する指定地域及び瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する指定区域に指定されている。 対象事業実施区域周辺には、「排水基準を定める省令」に基づく窒素含有量についての排水基準に係る湖沼はなく、磷含有量についての排水基準に係る湖沼として、白川ため池が指定されている。 下水道への排出水は、「下水道法」に基づき、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準や、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準が定められている。 (5) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準について 天理市、奈良市及び大和郡山市は、全域が悪臭防止法の規制地域に指定されている。焼却施設建設区域は一般地域に、粗大・リサイクル施設建設区域は順応地域に該当する。 (6) 土壌汚染に係る規制 平成26年度の一定規模以上の土地の形質変更の届出件数は、奈良県（奈良市は含まない）で74件、奈良市で20件あったが、そのうち調査命令を行ったものはなかった。 なお、奈良県（奈良市は含まない）及び奈良市では、平成26年度現在、土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定はなく、同法に基づく形質変更時要届出区域が計4件（奈良県2件、奈良市2件）存在するが、対象事業実施区域及びその周辺にはこれらの区域はない。 また、奈良県内において農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

表 3-2 社会的状況 (4/5)

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	③自然環境法令等 (1) 自然公園法等により指定された自然公園等 対象事業実施区域周辺には、「自然公園法」の規定により指定された国立公園及び国定公園として、大和青垣国定公園があるが、対象事業実施区域には国立公園及び国定公園の区域はない。 (2) 自然環境保全法により指定された原生自然環境保全地域等 対象事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法の規定により指定された自然環境保全地域はない。 (3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。 (4) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律による指定区域 対象事業実施区域及びその周辺は、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」の規定により、近郊整備区域に指定されている。 (5) 都市緑地法により指定された緑地保全地域等 対象事業実施区域及びその周辺には、「都市緑地法」の規定により指定された緑地保全地域、同法第12条の規定により指定された特別緑地保全地区の区域はない。 (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により指定された生息地等保護区の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の規定により指定された生息地等保護区の区域はない。 (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により指定された鳥獣保護区等の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の規定により、特定猟具使用禁止区に指定されている。 (8) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約により指定された湿地の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の規定により指定された湿地はない。 (9) 森林法に基づきたてられた地域森林計画の対象となっている民有林等 対象事業実施区域及びその周辺は、「森林法」の規定に基づきたてられた地域森林計画の対象となっている民有林は無く、保安林の指定もない。 (10) 奈良県景観計画 奈良県景観計画より、対象事業実施区域は大和平野地域に設定されている。 なお、対象事業実施区域及びその周辺には、重点景観形成区域の指定はない。 (11) 文化財保護法及び文化財保護条例等により指定された名勝、天然記念物等 ア. 文化財保護法に基づく史跡、名勝、天然記念物または有形文化財 対象事業実施区域周辺には、「文化財保護法」、「奈良県文化財保護条例」の規定及び「天理市文化財保護条例」に基づく指定文化財があるが、対象事業実施区域には指定はない。 イ. 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況 対象事業実施区域及びその周辺には、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が分布している。 (12) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により指定された歴史的風土保存区域 対象事業実施区域周辺には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の規定により指定された歴史的風土保存区域として、石上三輪があるが、対象事業実施区域には歴史的風土保存区域はない。 (13) 都市計画法により指定された風致地区の区域 対象事業実施区域周辺には、「都市計画法」の規定により指定された山の辺風致地区の第三種区域があるが、対象事業実施区域は風致地区の指定はない。

表 3-2 社会的状況 (5/5)

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況	(14) 奈良県自然環境保全条例により指定された景観保全地区、環境保全地区、保護樹木等 対象事業実施区域及びその周辺には、「奈良県自然環境保全条例」の規定により指定された景観保全地区、環境保全地区及び保護樹木はない。

4. 計画段階配慮事項の選定

4.1 影響要因の抽出

対象事業に伴う環境に影響を及ぼすおそれがある要因（影響要因）は、「奈良県環境影響評価技術指針」（平成11年9月、最終改正 平成26年、奈良県）（以下、「指針」という。）の第六条第2項の内容及び別表第八の標準項目を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえ、表 4.1-1に示すものを抽出した。

なお、新たに大規模な造成を行わないことなど重大な影響を及ぼす要因がないと考えられることや複数案の間で相違する影響がみられないことから、工事の実施に関する要因は抽出していない。

表 4.1-1 影響要因の抽出

区 分	影響要因
土地又は工作物の存在及び供用	施設の存在
	施設の稼働
	廃棄物の搬入に用いる車両の運行

4.2 計画段階配慮事項の選定

抽出した影響要因と指針第六条第3項に示される環境要素の関連から、選定した計画段階配慮事項は、表 4.2-1に示すとおりである。

また、計画段階配慮事項として選定した理由は表 4.2-2に示すとおりである。

施設の存在による影響の比較検討については、複数案の施設の配置や煙突高さで差異があると考えられる景観を選定した。

施設の稼働による影響の比較検討については、複数案の煙突の配置や煙突高さで差異があると考えられる大気質を選定した。

廃棄物の搬入に用いる車両の運行による影響の比較検討については、複数案の施設の配置により、場内の車両走行距離による燃料消費量及びCO₂排出量に差異はあるものの、施設への運搬距離と比較して十分小さいことから、有意な差ではないと考え、計画段階配慮事項としては選定しない。

表 4.2-1 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分 環境要素の区分			土地又は工作物の存在及び供用	
			施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○
		騒音		
		振動		
		悪臭		
	水環境	水質		
		水底の底質		
		地下水の水質及び水位		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質		
		地盤		
		土壌		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物			
	植物			
	生態系			
人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		○	
	人と自然との触れ合いの活動の場			
	文化財			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等			
	温室効果ガス等			

表 4.2-2 計画段階配慮事項の選定理由

項目		選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気質	施設の稼働	焼却施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる大気汚染物質により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
景観	施設の存在	施設の存在に伴い主要な眺望点における景観が変化し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。

5. 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は表 5.1-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 5.1-1(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気質	施設の稼働	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及びダイオキシン類の濃度の状況 (2) 気象の状況 地上気象（風向・風速等）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及びダイオキシン類の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。 (2) 気象の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。
		調査地域	大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、最大着地濃度出現距離を含むように対象事業実施区域から半径約3kmの範囲とする。
		予測の基本的な手法	ブルーム式による短期予測計算等により、年間の平均的な気象条件時における焼却施設煙突からの寄与濃度、最大着地濃度出現距離等について予測する。
		予測地域	調査地域に同じ。
		評価の手法	複数案間における重大な環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響について検討する。

表 5.1-1(2) 調査、予測及び評価の手法（景観）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観	施設の存在	調査すべき情報	景観資源及び主要な眺望点の状況
		調査の基本的な手法	既存資料の収集・整理及び現地踏査による。
		調査地域	施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域から半径約3kmの範囲とする。
		予測の基本的な手法	眺望点及び景観資源と施設との位置関係を整理し、直接改変及び景観資源の眺望の遮蔽、阻害の有無等について予測する。
		予測地域	調査地域に同じ。
		評価の手法	複数案間における重大な環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響について検討する。

6. 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果

6.1 大気質

6.1.1 調査

(1) 調査項目

本事業に伴う大気質への影響について予測評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

1) 大気質の状況

- ・二酸化窒素
- ・浮遊粒子状物質
- ・二酸化硫黄
- ・ダイオキシン類

2) 気象の状況

- ・風向
- ・風速

(2) 調査地域

調査地域は対象事業実施区域から半径約3kmの範囲とした。

(3) 調査方法

1) 大気質の状況

大気質の状況は、大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局）の測定結果を整理することにより把握した。調査地域内の一般環境大気測定局は、天理局がある。

2) 気象の状況

気象の状況は、気象庁の気象観測所の測定結果を整理することにより把握した。調査地域内には気象観測所は存在しないため、最寄りの観測所である奈良地方気象台（対象事業実施区域から約8.5km）の観測結果を用いた。

(4) 調査結果

1) 大気質の状況

大気質の状況は、「3.1.1 大気環境の状況（2）大気質の状況」に示したとおりである。

調査地域内の一般環境大気測定局（天理局）の状況をみると、平成27年度はすべての項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類）で環境基準を達成している。

2) 気象の状況

気象の状況は、「3.1.1 大気環境の状況（1）気象の状況」に示したとおりである。

対象事業実施区域に最寄りの気象観測所である奈良地方気象台の平成27年の最多風向は北、平均風速は1.4m/秒となっている。

6.1.2 予測

施設の稼働（焼却施設からの排出ガス）による影響を把握するため、煙突高さの複数の事業計画案について、予測を行った。

(1) 予測項目

予測項目は、施設の稼働（焼却施設からの排出ガス）による複数案に対する最大着地濃度の比率及び最大着地濃度出現距離とした。

(2) 予測時期

予測時期は、供用時において事業活動が定常となる時期とした。

(3) 予測地域

予測地域は調査地域と同様に対象事業実施区域から半径約3kmの範囲とした。

(4) 予測方法

1) 予測手法

(a) 拡散式及び拡散パラメータ

拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成12年12月、公害研究対策センター）に示される以下の点源ブルーム式を用いた。

$$C(x, y, z) = \frac{Q_p}{2 \pi \sigma_y \sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2 \sigma_y^2}\right) \left[\exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2 \sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2 \sigma_z^2}\right\} \right] \cdot 10^6$$

[記号]

$C(x, y, z)$	: 地点(x, y, z)における汚染物質の濃度 (ppm、mg/m ³)
x	: 煙源から風向に沿った風下距離 (m)
y	: 風向に直角な水平距離 (m)
z	: 計算地点の高さ (=1.5m)
Q_p	: 汚染物質の排出量 (m ³ /秒、kg/秒)
u	: 排出源高さの風速 (m/秒)
H_e	: 排出源高さ (m)
σ_y	: 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)
σ_z	: 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)
α	: 弱風時、無風時の水平方向の拡散パラメータ (m/秒)
γ	: 弱風時、無風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m/秒)

また、拡散パラメータについては、同マニュアルに示される水平方向の拡散パラメータ（パスキル・ギフォード線図の近似関数）を用いた。拡散パラメータは表 6.1-1 に示すとおりである。また、有風時の水平方向の拡散パラメータ σ_y は、以下のとおり、評価時間に応じた修正をして用いた。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \left(\frac{t}{t_p} \right)^{0.2}$$

[記号]

t : 評価時間 (=60分)
 t_p : パスキル・ギフォード図の評価時間 (=3分)
 σ_{yp} : パスキル・ギフォード図から求めた水平方向の拡散パラメータ (m)

表 6.1-1 水平方向の拡散パラメータ (パスキル・ギフォード図の近似関数)

$$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$$

安定度	α_y	γ_y	風下距離 x (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
	0.851	0.602	1,000 ~
B	0.914	0.282	0 ~ 1,000
	0.865	0.396	1,000 ~
C	0.924	0.1772	0 ~ 1,000
	0.885	0.232	1,000 ~
D	0.929	0.1107	0 ~ 1,000
	0.889	0.1467	1,000 ~
E	0.921	0.0864	0 ~ 1,000
	0.897	0.1019	1,000 ~
F	0.929	0.0554	0 ~ 1,000
	0.889	0.0733	1,000 ~
G	0.921	0.0380	0 ~ 1,000
	0.896	0.0452	1,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」（平成12年12月、公害研究対策センター）

(b) 有効煙突高

排出高さは、有効煙突高（煙突実体高＋排煙上昇高）とした。排煙上昇高（排ガスの持つ熱量等による上昇高さ）については、「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」に示される以下のCONCAWE（コンケウ）式を用いた。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式：} \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

[記号]

H_e : 有効煙突高 (m)
 H_0 : 煙突実体高 (m)
 ΔH : 排煙上昇高 (m)
 Q_H : 排出熱量 (J/秒)
 $Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$
 ρ : 0℃における排ガス密度 ($1.293 \times 10^3 \text{ g/m}^3$)
 C_p : 定圧比熱 ($1.0056 \text{ J/(K} \cdot \text{g)}$)
 Q : 排ガス量 (湿り) ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{秒}$)
 ΔT : 排ガス温度と気温との温度差 (℃)
 u : 煙突頂部の風速 (m/秒)
 $d\theta/dz$: 温位勾配 (℃/m) (昼間：0.003、夜間：0.010)

2) 予測条件

(a) 発生源条件

設備機器の規模及び排出ガスの諸元は、表 6.1-2に示すとおりとした。煙突の高さの複数案は、地上59m、地上45mの2案とした。

表 6.1-2 施設計画の概要

項 目	単 位	諸 元 (各炉の合計)	
		A案-① B案-①	A案-② B案-②
排出口 (煙突) 高さ	m	59	45
排ガス量	m ³ _N /時	48,000	
排ガス温度	℃	165	

注) 施設配置に係る複数案(A案、B案)による予測条件の違いはない。

(b) 気象条件

以下の予測条件において、計算を行った。

風 速 : 1.4m/秒 (奈良地方気象台の平成27年の平均風速)

大気安定度 : A、B、C

※1 時間値の予測において比較的高濃度が出現する、「不安定」な大気安定度として、A、B、Cとした。

(5) 予測結果

施設の稼働による大気質への影響の予測結果は、表 6.1-3に示すとおりである。

予測結果をみると、最大着地濃度は煙突高さ59mの大気安定度Aの場合を基準(1.00)とすると、すべての予測結果の中で最大着地濃度の最大は1.13倍(煙突高さ45m、大気安定度Aの場合)となる。また、同じ大気安定度で煙突高さ59mと45mの違いに着目すると、大気安定度Aの場合は1.13倍、Bの場合は1.19倍、Cの場合は1.19倍となる。

表 6.1-3 施設の稼働による大気質への影響の予測結果

複数案	煙突高さ	大 気 安定度	予測結果		
			最大着地濃度の比率		最大着地濃度 出現距離 (km)
			煙突高さ59m、大気 安定度Aの場合を 1.00としたときのす べての予測値の比率	大気安定度ごとに、 煙突高さ59mの場合 を1.00とした時の煙 突高さ45mの予測値 の比率	
A案-① B案-①	地上59m	A	1.00	1.00	0.57
		B	0.70	↓ 1.00	1.12
		C	0.58	↓ ↓ 1.00	2.07
A案-② B案-②	地上45m	A	1.13	1.13 ↓ ↓	0.55
		B	0.83	1.19 ↓	1.04
		C	0.69	1.19	1.88

(6) 予測の不確実性

事業計画は焼却施設の基本計画検討段階であることから、排ガスの諸元は現時点での最大の想定であること、また最寄りの気象観測所の平均風速で、大気安定度を仮定して簡易に予測していることから、予測の不確実性がある。そのため、方法書以降の手続きにおいては、1年間の現地調査結果を反映するとともに、より検討の進んだ計画諸元を用いて、種々の気象条件に対しふさわしいモデルによる詳細な予測を行う。

6.1.3 環境配慮内容

予測結果を踏まえ、本事業の実施に関して検討した環境配慮は以下のとおりである。

【全案共通】

- ・排ガスは、最新の排ガス処理設備の設置等により、法規制値よりも厳しい公害防止基準値を設定し、これを順守することにより、影響が最小となるよう配慮する。
- ・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。
- ・ダイオキシン類等の化学物質については、焼却炉の適正な燃焼管理と処理効率の高い最新設備を導入し、発生及び排出の抑制を図る。

6.1.4 評価

(1) 評価方法

予測対象への重大な影響の有無を確認した。

また、複数案間による影響の程度について差を比較整理した。

(2) 評価結果

いずれの案についても環境配慮を講じることで、大気質に係る重大な影響は生じないものと評価する。

複数案間の影響の程度についての比較は、表 6.1-4に示すとおりである。

最大着地濃度は煙突高さ59mの大気安定度Aの場合を基準（1.00）とすると、最大着地濃度の最大は1.13倍となる。また、同じ大気安定度で煙突高さ59mと45mの違いに着目すると、大気安定度Aの場合は1.13倍、Bの場合は1.19倍、Cの場合は1.19倍となり、煙突が高いほうがより最大着地濃度が小さくなる。

表 6.1-4 複数案間による影響程度の比較

複数案	煙突高さ	大気安定度	影響の程度		
			最大着地濃度の比率		最大着地濃度出現距離(km)
			煙突高さ59m、大気安定度Aの場合を1.00としたときのすべての予測値の比率	大気安定度ごとに、煙突高さ59mの場合を1.00とした時の煙突高さ45mの予測値の比率	
A案－① B案－①	地上59m	A	0.58～1.00	1.00	0.57～2.07
		B		↓ 1.00	
		C		↓ 1.00	
A案－② B案－②	地上45m	A	0.69～1.13	1.13 ↓	0.55～1.88
		B		1.19 ↓	
		C		1.19	

6.2 景観

6.2.1 調査

(1) 調査項目

本事業に伴う景観への影響について予測評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- 1) 景観資源及び主要な眺望点の状況
- 2) 主要な眺望景観の状況

(2) 調査地域

調査地域は、施設（焼却施設及び煙突）の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲を含む対象事業実施区域周辺の地域とし、半径約3kmの範囲とした。

(3) 調査方法

景観資源及び主要な眺望点の状況について既存資料の収集・整理により、主要な眺望景観について現地踏査により調査した。

(4) 調査結果

1) 景観資源及び主要な眺望点の状況

景観資源及び主要な眺望点の状況は、「3.1.6 景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況 (1) 景観の状況」に示したとおりである。

対象事業実施区域周辺の景観資源としては、大和青垣国定公園が北東から東、東から南西にかけて広がっている。このほか、対象事業実施区域の南に天理市古墳（石上大塚古墳）等が存在する。

対象事業実施区域周辺の主要な眺望点としては、白川ダム湖畔が北東にあり、上記の景観資源を眺望することができる（図 6.2-1参照）。

2) 主要な眺望景観の状況

既存資料及び現地踏査により、主要な眺望点から対象事業実施区域（焼却施設建設区域）の背後に景観資源（大和青垣国定公園及び石上大塚古墳）を眺める景観を視点について、主要な眺望景観として抽出した。

主要な眺望景観の状況は図 6.2-2に示すとおりであり、左手前に白川ダム、右手前から左まで白川ダム湖畔の樹林が広がっており、対象事業実施区域（焼却施設建設区域）は建物や工作物が存在しないためこの樹林に隠れている。

また、正面奥に見える竹林の丘が焼却施設建設区域の南に位置する天理市古墳（石上大塚古墳）の頂上付近である。この丘と写真左奥の山間部が大和青垣国定公園であり、これらの景観資源が眺望できる状況となっている。

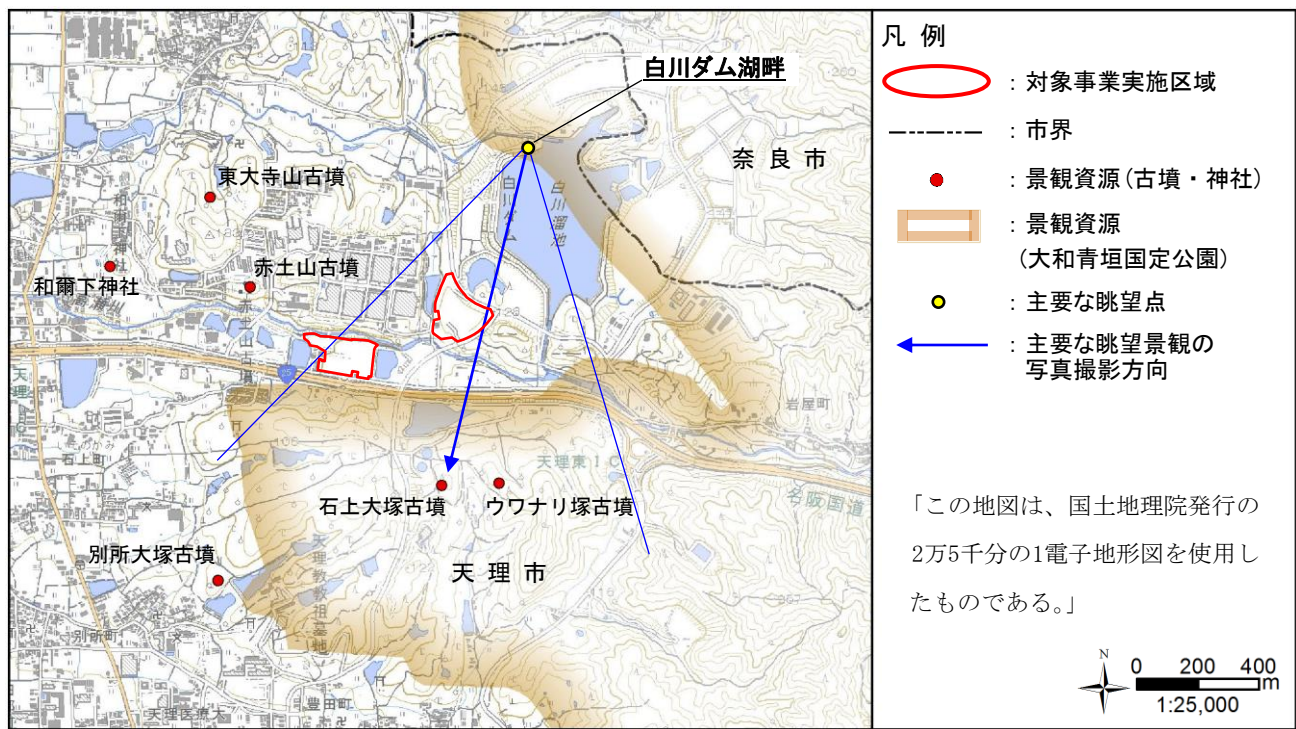


図 6.2-1 対象事業実施区域周辺の景観資源及び眺望点



図 6.2-2 主要な眺望景観（白川ダム湖畔）

6.2.2 予測

施設が存在（焼却施設及び煙突）による影響を把握するため、施設配置及び煙突高さの複数の事業計画について、予測を行った。

(1) 予測項目

景観資源及び主要な眺望点は直接改変されず変化は生じないため、予測項目は次のとおりとした。

- ・眺望点と景観資源の間に高構造物が出現することによる眺めの変化

(2) 予測時期

予測時期は、焼却施設完成後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様に施設（焼却施設及び煙突）の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲を含む対象事業実施区域周辺の地域とし、半径約3kmの範囲を基本とした。

景観予測地点は、主要な眺望点であり、完成後の焼却施設及び景観資源を視認することができる地点とした。また、複数案による違いを適切に把握することが可能な地点とし、図 6.2-3に示すとおり、代表的な眺望地点として選定した。

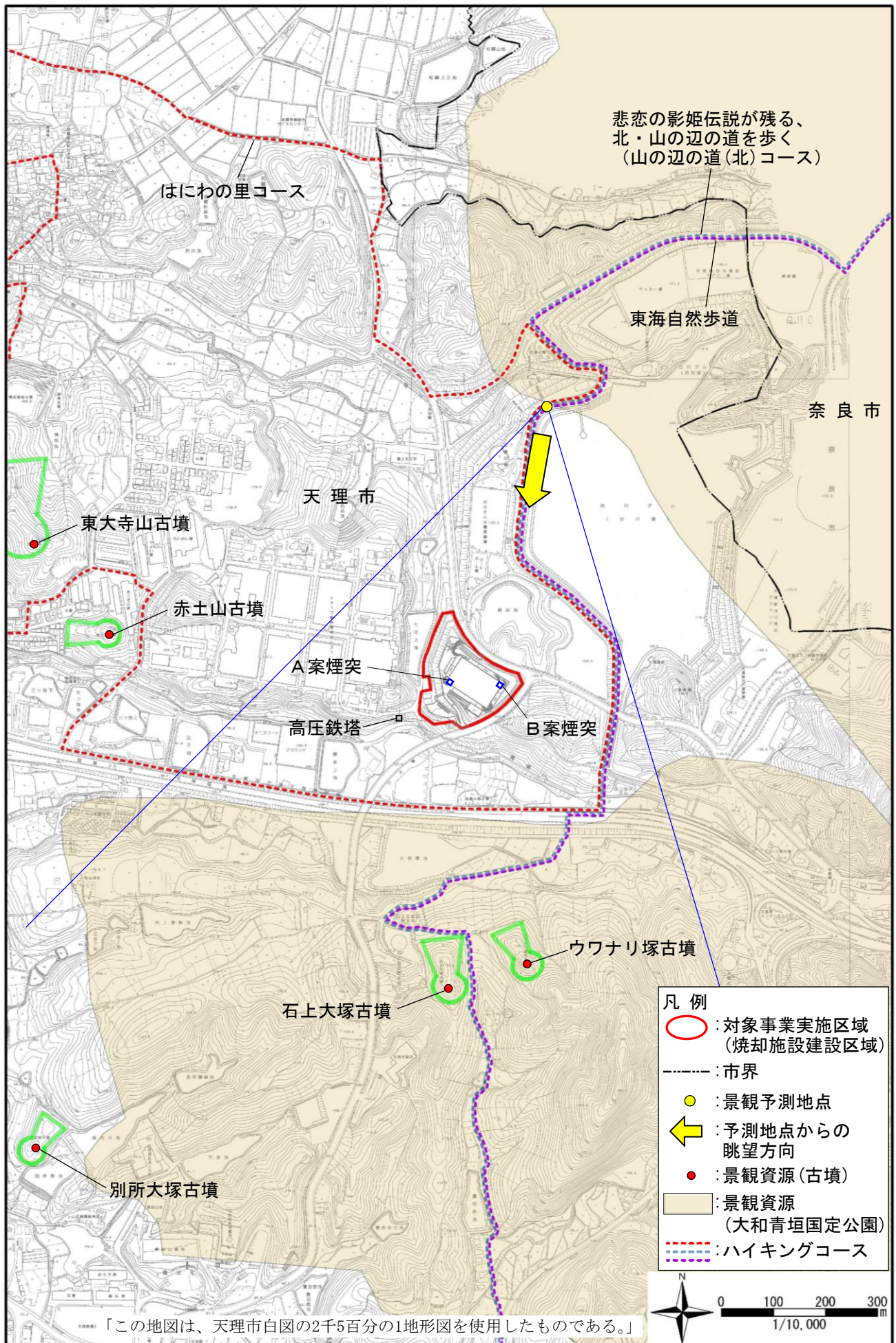


図 6.2-3 景観予測地点と眺望方向

(4) 予測方法

1) 予測手法

代表的な眺望地点である景観予測地点からの眺望の変化の程度を把握することを目的とし、現況写真に焼却施設及び煙突の外形を合成する簡易なフォトモンタージュ作成による定性的な手法とした。

2) 予測条件

景観に係る環境影響の予測条件は、表 6.2-1及び図 6.2-4に示す施設配置に係る2案及び煙突高さに係る2案とし、計4案の複数案とした。

表 6.2-1 景観に係る環境影響の予測条件

施設配置		施設高さ	煙突高さ		複数案
A	プラットホームの位置が南東側 煙突の位置が西側	最高高さ 35m	①	59m	A案－①
			②	45m	A案－②
B	プラットホームの位置が北西側 煙突の位置が東側	最高高さ 35m	①	59m	B案－①
			②	45m	B案－②

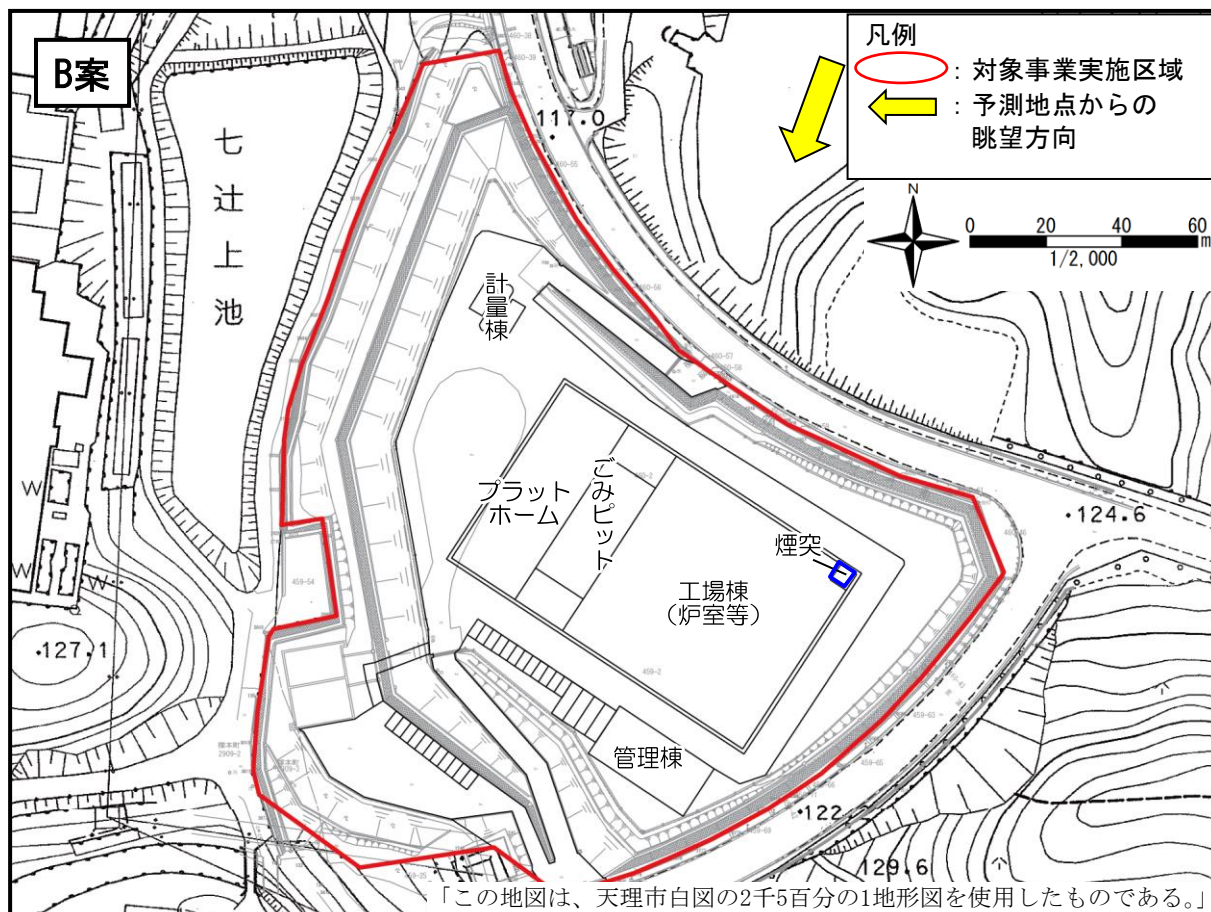
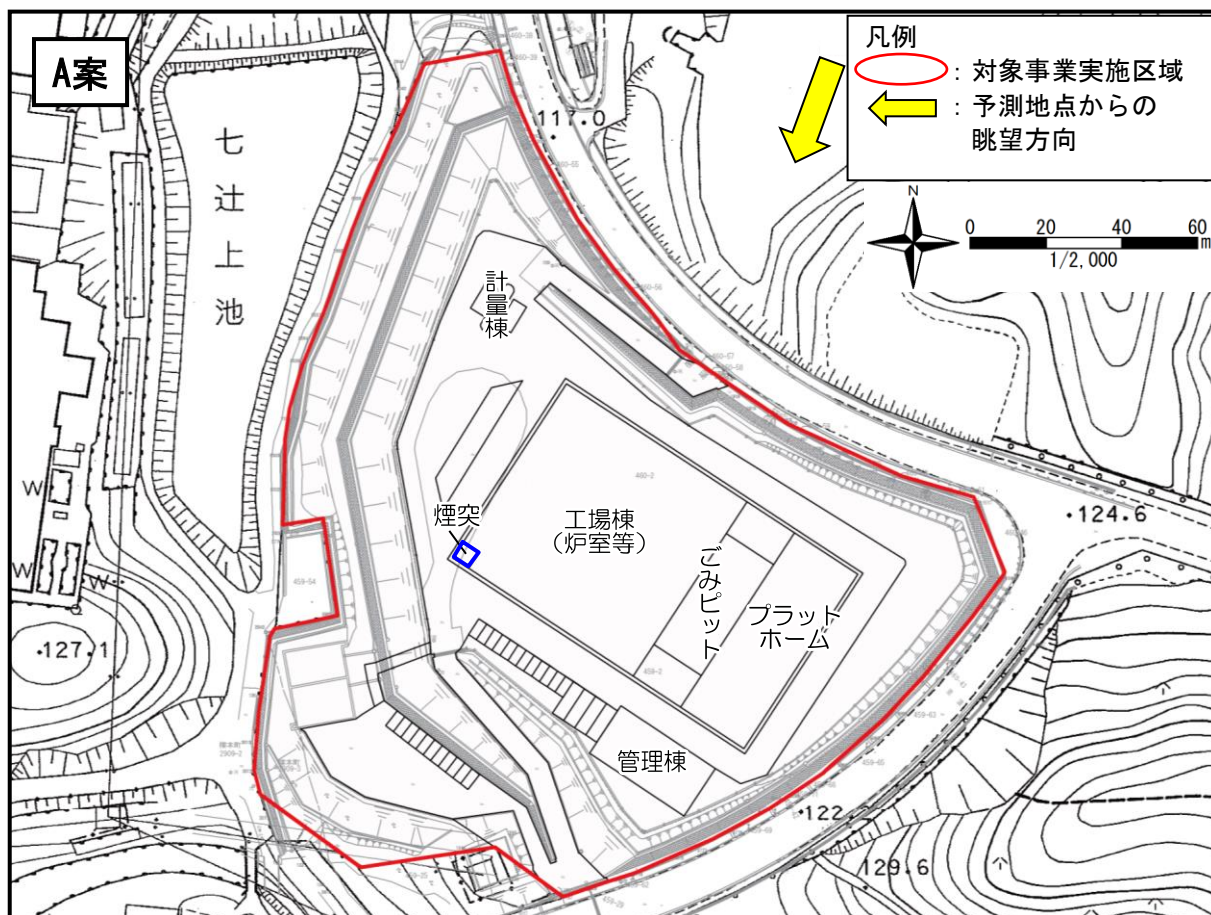


図 6.2-4 複数案の施設配置と予測地点からの眺望方向

(5) 予測結果

眺望点と景観資源の間に高構造物が出現することによる眺めの変化を把握するため、現況写真に焼却施設及び煙突の外形を合成する簡易なフォトモンタージュを作成し、定性的に予測した。

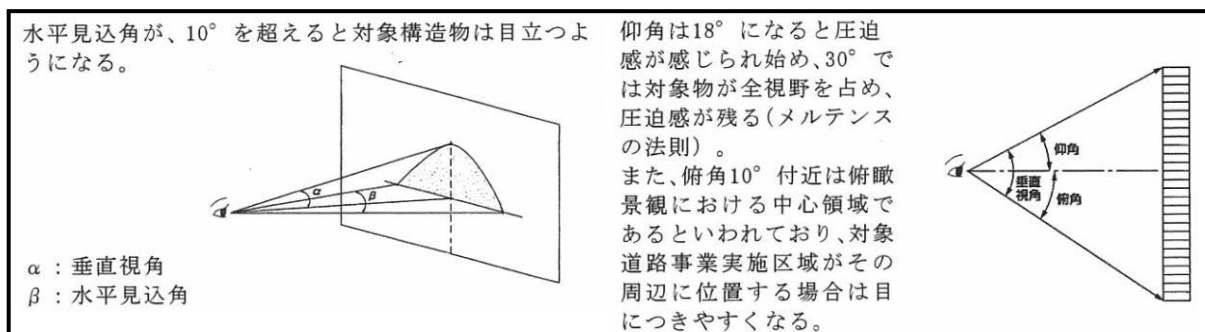
現況写真は図 6.2-6に、予測結果は表 6.2-2及び図 6.2-7に示す。

いずれのケースも仰角は $4.7\sim 6.2^\circ$ と圧迫感が感じられる角度ではないが、焼却施設の水平見込角は 10.9° であり、目立つようになる。また、スカイラインは切断される景観へと変化する。

なお、手前の白川ダム湖畔の樹林による焼却施設の下部が遮蔽されることを考慮すると、遮蔽を差し引いた垂直見込角は $2.6\sim 5.4^\circ$ となる。

表 6.2-2 施設の存在に伴う景観の環境影響の予測結果

施設配置	煙突高さ	ケース	施設の存在に伴う影響
A案 煙突が西側	① 59m	A案-①	A案-①では35mの焼却施設の右奥（西側奥）に59mの煙突が存在する。施設の水平見込角は 10.9° 、煙突部の仰角は 6.1° 、樹林の遮蔽を考慮した垂直見込角は 4.0° となる。景観資源の天理市古墳（石上大塚古墳）は焼却施設により遮蔽され眺望はできなくなる。
	② 45m	A案-②	A案-②では35mの焼却施設の右奥（西側奥）に45mの煙突が存在する。施設の水平見込角は 10.9° 、煙突部の仰角は 4.7° 、樹林の遮蔽を考慮した垂直見込角は 2.6° となる。景観資源の天理市古墳（石上大塚古墳）は焼却施設により遮蔽され眺望はできなくなる。
B案 煙突が東側	① 59m	B案-①	B案-①では35mの焼却施設の左奥（東側奥）に59mの煙突が存在する。施設の水平見込角は 10.9° 、煙突部の仰角は 6.2° 、樹林の遮蔽を考慮した垂直見込角は 5.4° となる。景観資源の天理市古墳（石上大塚古墳）は焼却施設により遮蔽され眺望はできなくなる。
	② 45m	B案-②	B案-②では35mの焼却施設の左奥（東側奥）に45mの煙突が存在する。施設の水平見込角は 10.9° 、煙突部の仰角は 4.8° 、樹林の遮蔽を考慮した垂直見込角は 4.0° となる。景観資源の天理市古墳（石上大塚古墳）は焼却施設により遮蔽され眺望はできなくなる。



出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土技術政策総合研究所）

図 6.2-5 視角に関する物理的指標の例

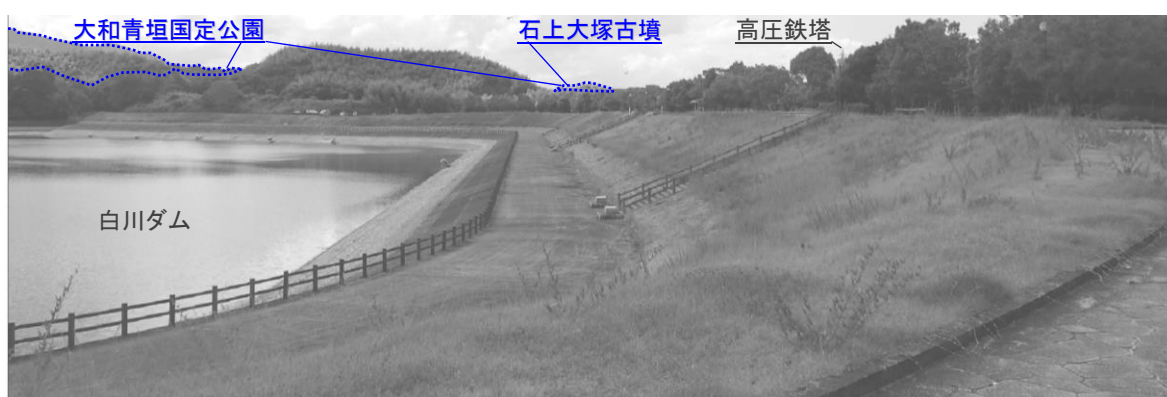


図 6.2-6 景観予測地点からの現況写真

[A案-①]



[A案-②]

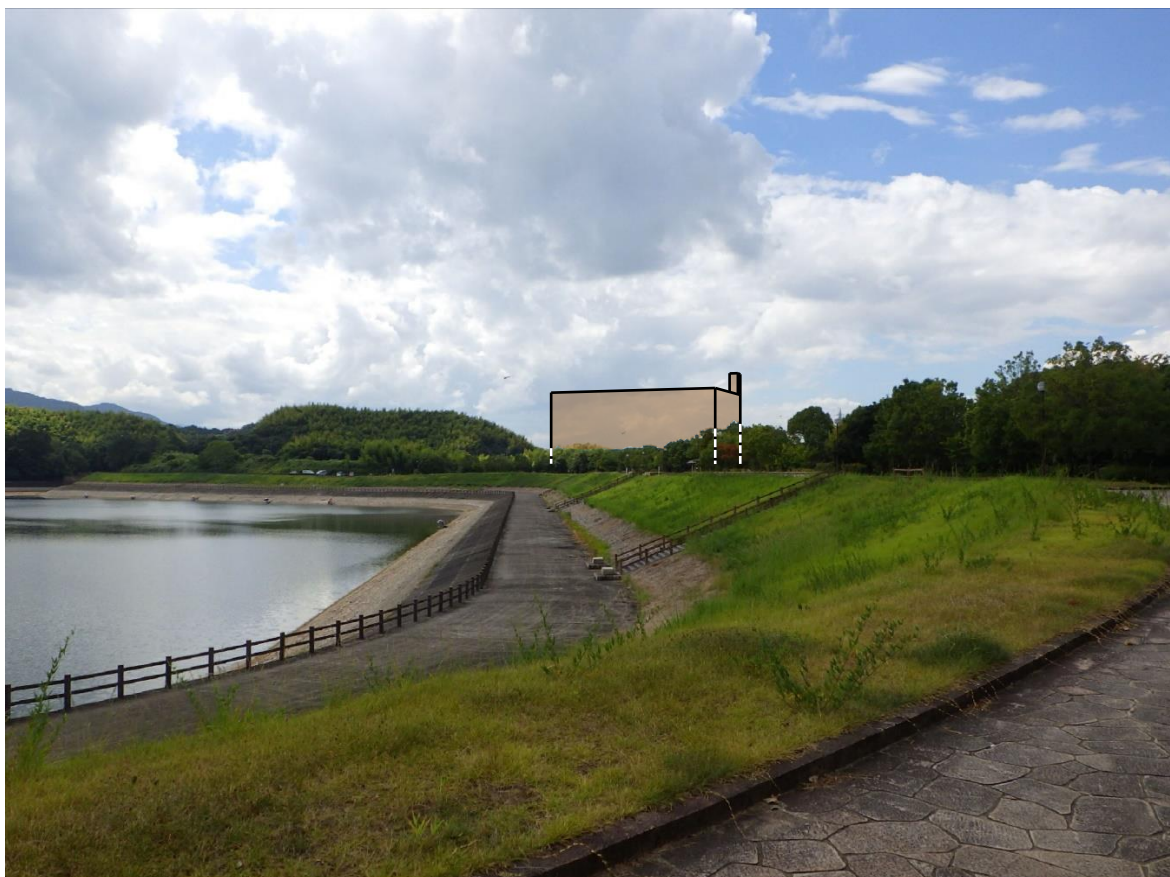
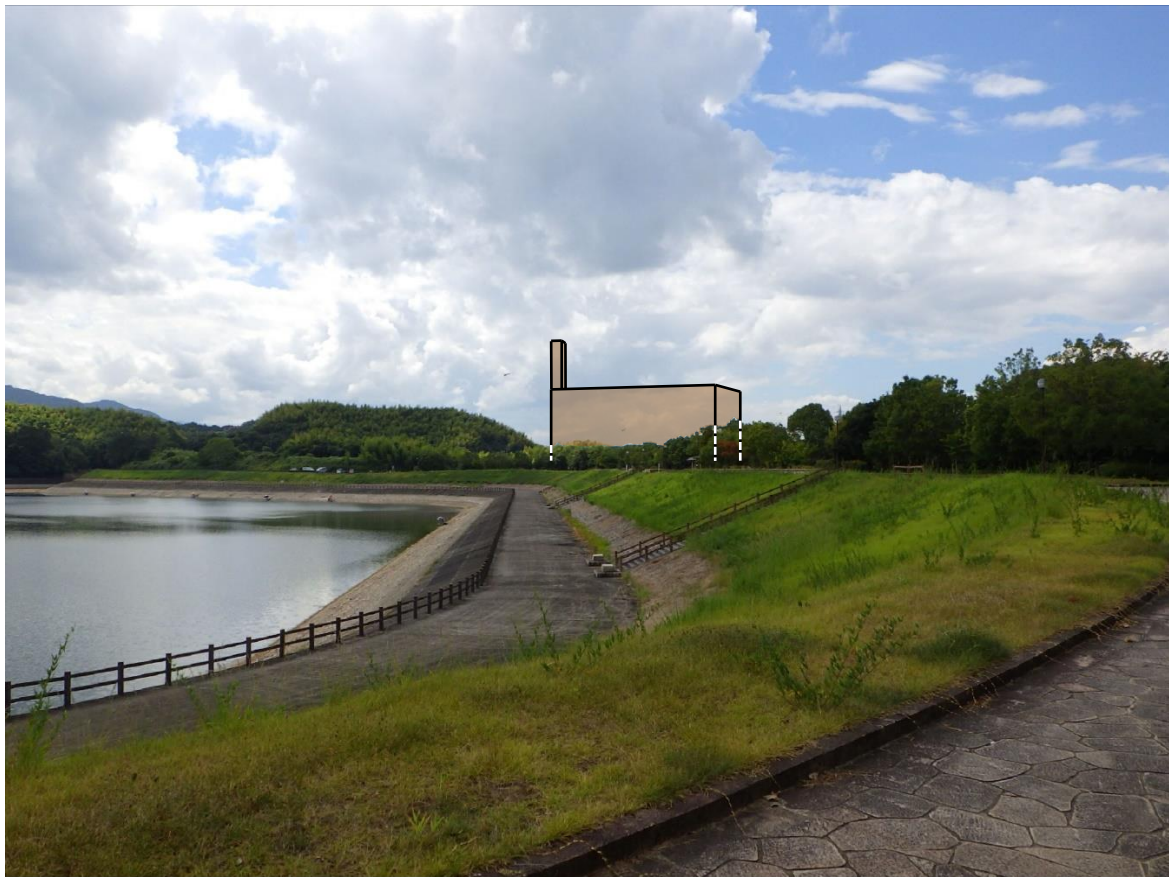


図 6.2-7(1) 主要な眺望景観の変化 (A案)

[B案-①]



[B案-②]

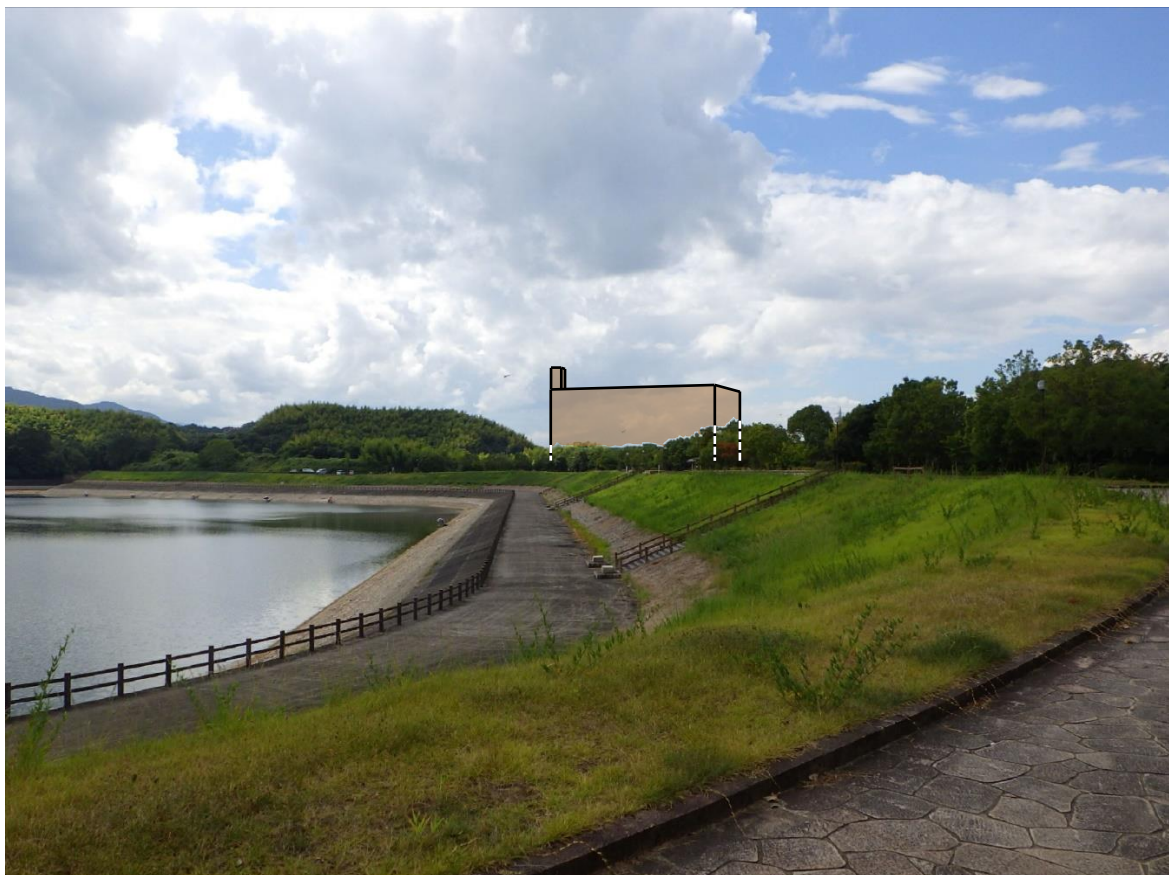


図 6.2-7(2) 主要な眺望景観の変化 (B案)

(6) 予測の不確実性

主要な眺望点と焼却施設及び煙突との水平距離、仰角及び垂直見込角により簡易に予測している。また、事業計画は焼却施設の基本計画検討段階であることから、焼却施設は想定される最高高さとしており、施設の外觀色彩等は定まっていない。これらのことから、予測の不確実性があるため、方法書以降の手続きにおいて、景観の現地調査の実施及び焼却施設の計画諸元に基づいたフォトモンタージュ等による予測を行う。

6.2.3 環境配慮事項

予測結果を踏まえ、本事業の実施に関して検討した環境配慮事項は以下のとおりである。

【全案共通】

- ・地域の景観特性、周辺の土地利用状況や地域の景観形成と調和するよう、建物の配置、規模、形状、色彩等に配慮する。
- ・敷地外周部に植栽を行う。
- ・煙突の高さについては、大気質等の他の影響も踏まえ、今後検討を行っていく。

6.2.4 評価

(1) 評価方法

予測対象への重大な影響の有無を確認した。

また、複数案間による影響の程度について差を比較整理した。

(2) 評価結果

周辺には大和青垣国定公園などの景観資源が存在するものの、シャープ(株)天理工場などが立地する工業地域や、名阪国道及び側道などの幹線道路が近傍に位置する土地利用状況であることを鑑みれば、景観に係る重大な影響はないものと評価する。

また、複数案間による影響程度について比較は、表 6.2-3に示すとおりである。

いずれのケースも仰角は 4.7° ～ 6.2° と圧迫感が感じられる角度ではないが、煙突が低いほど圧迫感は小さくなる。さらに、白川ダム湖畔の樹林により焼却施設の下部が遮蔽される範囲は異なる。このため、遮蔽を差し引いた垂直見込角は 2.6° ～ 5.4° となり、A案の方が垂直見込角は小さくなる。

比較の結果、圧迫感が最も小さい施設配置及び煙突高さは複数案のうちA-②案となった。

表 6.2-3 複数案間による影響程度の比較

施設配置 煙突高さ	A案 (煙突が西側)	B案 (煙突が東側)
① (59m)	煙突部の仰角： 6.1° 樹林遮蔽考慮の垂直見込角： 4.0°	煙突部の仰角： 6.2° 樹林遮蔽考慮の垂直見込角： 5.4°
② (45m)	煙突部の仰角： 4.7° 樹林遮蔽考慮の垂直見込角： 2.6°	煙突部の仰角： 4.8° 樹林遮蔽考慮の垂直見込角： 4.0°

7. 環境影響の総合的な評価

計画段階配慮事項に関する環境影響の総合評価を一覧にして表 7.2-1に示す。

7.1 大気質

いずれの案についても環境配慮を講じることで、大気質に係る重大な影響は生じないものと評価する。

複数案間の影響の程度については、最大着地濃度は煙突高さ59mの大気安定度Aの場合を基準（1.00）とすると、最大着地濃度の最大は1.13倍となる。また、同じ大気安定度で煙突高さ59mと45mの違いに着目すると、大気安定度Aの場合は1.13倍、Bの場合は1.19倍、Cの場合は1.19倍となり、煙突が高いほうがより最大着地濃度が小さくなる。

7.2 景観

周辺には大和青垣国定公園などの景観資源が存在するものの、シャープ(株)天理工場などが立地する工業地域や、名阪国道及び側道などの幹線道路が近傍に位置する土地利用状況であることを考慮すると景観構成要素が著しく異なるものではなく、景観に係る重大な影響はないものと評価する。

また、複数案間による影響程度について白川ダム湖畔から眺めた焼却施設及び煙突の垂直見込角（樹林による遮蔽考慮）を比較すると、煙突が低い案で、かつ、焼却施設がダム湖畔の樹林で遮蔽されやすい方が垂直見込角は小さくなることから、圧迫感が最も小さい案はA-②案となった。

表 7.2-1 計画段階配慮事項に関する環境影響の総合評価

評価の視点			複 数 案			
			A-①	A-②	B-①	B-②
大気質	予測結果	着地濃度 (大気安定度を種々の条件で予測して最大値が生じた大気安定度A（不安定）のケース)	1 (煙突高59mの結果を1とする)	1.13	1	1.13
	重大な影響		各案とも重大な影響は生じないと考える。			
	影響の回避・低減		高度な排ガス処理施設を設置し、法令に比べ厳しい自主的な排ガス基準を設け順守する。			
	目標・基準との整合		上記の措置を講じることにより環境基準等の目標基準との整合を図る。			
	評 価		○	△	○	△
景 観	予測結果	白川ダム湖畔から眺めた焼却施設及び煙突の垂直見込角（樹林による遮蔽考慮）	4.0° B-①案に比べ煙突下方が樹林に隠され目立たない。	2.6° B-②案に比べ煙突下方が樹林に隠され目立たない。	5.4°	4.0°
	重大な影響		新たな施設が出現するものの、景観構成要素が著しく異なるものではなく、各案とも重大な影響は生じないと評価する。			
	影響の回避・低減		建物の配置、規模、形状、色彩等に配慮する。今後の建築計画において建物のコンパクト化に配慮する。敷地外周部に植栽を行う。			
	評 価		△	○	△	△～○

注) ○：他の案に比べて優れている。 △：他の案に比べ劣っている。

8. 配慮書に関する業務を委託した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

8.1 計画段階配慮書作成の委託先

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 奈良事務所

代表者：事務所長 村田 達哉

所在地：奈良県奈良市内侍原町6

電 話：0742-25-2660

9. 都市計画配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域

9.1 対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲と認められる地域

環境影響を受ける範囲と認められる地域（以下「関係地域」という。）の対象範囲は、対象事業実施区域が位置する奈良県天理市を基本とし、関係地域を包含する程度の広がりを持つ範囲とした。

関係地域は、各環境要素により異なるため、「4. 計画段階配慮事項の選定」にて選定した施設の稼働に係る大気質、施設の存在に係る景観の2要素を考慮して設定した。

施設の稼働に係る大気質の影響範囲は、最大着地濃度出現距離の予測結果から最大着地濃度出現距離を含む範囲として、対象事業実施区域から3kmとした。

施設の存在に係る景観の影響範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔1〕（平成11年11月、面整備事業環境影響評価研究会）」（以下、「面整備事業技術マニュアル」という。）で示される対象事業実施区域から3kmとした。

これらのことから、計画段階配慮書における関係地域の範囲は対象事業実施区域から3kmとし、奈良県天理市、奈良市及び大和郡山市を含む範囲とした。

